

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成29年12月15日（金曜日）

議 事 日 程（第5号）

- 第1 議案第71号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第72号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第73号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第74号 四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第75号 四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第76号 四万十町窪川B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第77号 四万十町下津井ヘルスセンター条例を廃止する条例について
- 第8 議案第78号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第9 議案第79号 四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について
- 第10 議案第80号 平成29年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第81号 平成29年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第82号 平成29年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第83号 平成29年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第84号 平成29年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第85号 平成29年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第86号 平成29年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第87号 平成29年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第88号 平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第89号 平成29年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第90号 平成29年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）

- 第21 議案第91号 四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例について
- 第22 発委第5号 子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書
- 第23 発委第6号 道路の整備及び維持のための財源確保に関する意見書
- 第24 議員派遣の件
- 第25 閉会中の継続審査・調査申し出について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

~~~~~

出席議員(18名)

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	橋本保君	18番	酒井祥成君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	政策監	田辺卓君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清藤泰彦君	会計管理者	樋口寛君
企画課長	敷地敬介君	危機管理課長	野村和弘君
にぎわい創出課長	植村有三君	農林水産課長	長谷部卓也君
税務課長	松田好文君	建設課長	吉岡孝祐君

健康福祉課長	山本康雄君	環境水道課長	宮本彰一君
町民課長	細川理香君	教育長	川上哲男君
教育次長	熊谷敏郎君	学校教育課長	西谷典生君
生涯学習課長	林瑞穂君	農業委員会会長	林幸一君
農業委員会事務局長	西谷久美君	代表監査委員	中岡全君
総務課財政班長	大元学君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山本安弘君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	酒井弘恵君
-----------	-------	--------	-------

~~~~~

事務局職員出席者

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 宮地正人君  | 次長 | 三宮佳子君 |
| 書記   | 國澤みやこ君 |    |       |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（酒井祥成君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより平成29年第4回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第1、議案第71号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第72号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第71号及び議案第72号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第3、議案第73号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 議案説明資料の用紙に、抜粋して言います、職員の給料改定に関する勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の給料月額及び期末手当、勤勉手当、初任給調整手当の改定を行うものです。また、併せてそのほかの改定も行います、とあります。勧告の趣旨としか書かれておりませんので、この勧告の趣旨の概要をお伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） お答えをしたいと思います。

本年度の人事院勧告は今年の8月に行われたわけですが、基本的な考え方としまして、国家公務員の給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務。勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤。公務には市場の抑制力という給与決定上の制約はないことから、給与水準は経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的、という

ふうなことが基本的な考え方になります。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それは、国家公務員法とか人事院勧告の法的な位置付けに基づく説明であったように思います。

今年の勧告のポイント、これをお伺いしているので、その部分。

それとあと、非常に聞いておりまして素朴な疑問ですが、国家公務員が対象である人事院勧告がなぜ地方公務員である四万十町職員の給料の勧告につながっているのか。その二点を併せてお伺いいたします。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 今回の改正のポイントというのは、こちらにも書いてありますとおり、給与の改正、月例給の改正と、特別給ボーナス、勤勉手当の改正、あと医療職等の初任給調整手当の改正が主なものとなっております。

なぜ国家公務員の人事院勧告を四万十町が適用するのかということとは、今年の4月の条例改正の中で、四万十町につきましては県の給与に準拠する給与体系をとっておりましたが、給与の総合的見直しによりまして国の給与体系に準拠するという体系に変更しておりまして、今回の人事院勧告で国の給与のほうは変更になりましたので、それに準拠する四万十町におきましても給与を改訂するということになります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、最後の質問ですが、その国準拠から県準拠に見直したきっかけが給与の総合的見直しの基づくものであったと。給与の総合的見直しの筆頭に地域間の給与配分の見直しというのがあります。地域における民間給与と平準化する、公務員給与を均衡するという第1項目を適用した結果、県準拠から国準拠へなったということでもあります。

この地域手当の見直しにおきまして、4月の改定時の、厚生労働省が発表しております賃金構造基本統計というものがあります。高知県は全国で下から十二番目に民間給与が低いということが判明して、その結果の改定であります。ですから、かいつまんで申し上げますと、国家公務員に準拠して地方公務員の給与を、人事院勧告に従うということの趣旨は分かりましたが、結果として全国から十二番目に低い高知県における民間給与と国に準拠のこの四万十町、つまり地方公務員ですけど、の公務員給与とは格差拡大という結果

を、結果としてもたらしているんじゃないかという点についての答弁をいただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） お答えをしたいと思います。

過去の質問にも同様の質問があったと思いますけど、地域の民間の給与に準じた給与体系にするというのが原則にはなりますけど、四万十町ではそういう人事委員会がありませんので、そういった調査は行われておりません。したがって、給与というのは、そういった調査が行われております、県の人事委員会の勧告か国の人事院の勧告かというふうなものに準拠するに頼らざるを得ないという状況でございまして、参考までに国の改定の資料としましては、約1万2,400の民間事業所、約53万人の個人別給与を実地調査したということになっておりまして、月例給においては公務員と民間の差が約600円ほどあると、ボーナスにつきましては、公務員が4.3か月というところは民間の給与は4.4か月というふうな結果が出ておりまして、人事委員会を持たない四万十町につきましては、これに準拠させていただいているというふうなことになります。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第73号について討論を行います。

討論はありませんか。

本案に対して反対の討論を認めます。

西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 今から反対討論を行います。

議案第73号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

少し長いですが、資料に当たって人事院にも問い合わせを行った結果ですので、聞いていただきたいと思います。

この条例は、平成29年8月8日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に従って、一般職の職員の給与の月額給及び期末手当、勤勉手当、初任給調整手当の改定を行うものです。また、併せてそのほかの改正も行います。

次に、条例改正案が具体的に語られています。勤勉手当が12月支給時に10%も増額、再

任用職員が12月支給時に5%も増額、医療職給与職の適用者の支給限度額を500円引き上げるといった内容となっています。

今議会、初日の中尾町長による議案説明によれば、合計1,150万円の予算の増額と説明されました。人事院勧告は内閣と国会に同時に提出され、了承を得ることで成立します。国家公務員対象の人事院勧告がなぜ地方公務員である四万十町職員に適用されるかの説明は今受けましたので、ここの部分は省略します。

清藤総務課長の説明の中にもありました、給与制度の総合的見直しに伴って、県準拠から国準拠に変えたということなので、この総合的見直しのポイントを列挙してみます。

地域間の給与配分の見直し、これは都道府県別の民間給与の比較に基づいております。

二番目、世代間の給与配分の見直し。これは50代後半の公務員給与が高くなっているということです。定額昇給があるゆえんであると思います。

三番、職務や勤務実績に応じた見直し。

四番、経過措置等。

この見直しには四万十町職員組合が当局に対して、この見直しを行わない要望書を当局に提出している事実があります。内容には触れません。このときに、国家公務員給与表の改定に伴って、高知県全市町村が給与表改訂のために条例改正議案の根拠を高知県人事委員会勧告から人事院勧告準拠に変更しました。先ほどの総務課長の説明のとおりです。国の指導に基づいてと言えるでしょう。

公務員給与には、地方公務員法に規定される以下の原則が適用されてきました。

地方公務員法第24条第3項、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

地方公務員法第24条第6項、第25条第1項、地方自治法第204条の2、職員の給与は条例で定めなければならない、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない。

地方公務員法第24条第3項、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない、における均衡の原則の適用例が人事院勧告準拠への切り替えの根拠となっていると、高知県市町村振興課からは説明を受けました。私が個人的にこれは確認しました。

しかし、均衡の原則には、同時に民間事業の従事者の給与その他の事情との間にも均衡の原則が適用されていなければ、この法律の本来の趣旨に反することになってしまいま

す。

それでは、民間給与はどのように調査されるのでしょうか。先ほどの給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイントの3ページ目の表題は民間給与との比較でしたので、精読してみました。

この民間給与の調査の手法に関して、人事院はホームページ上に、まず給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイントという冊子を公開しています。これを読んでみました。

調査対象、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから同種・同等の者同士による比較が可能。現行の調査対象であれば、実地による精緻な調査が可能と説明されております。

比較方法、役職段階、勤務地域、年齢、学歴、以上の結果、このような調査手法によって民間事業者の正社員の6割を超える人数をカバーという円グラフが作成されておりました。正社員限定で、民間事業所全体、企業規模50人を超える事業所の社員数が63.1%、企業規模50人未満が36.9%と記されており、その下に、平成26年度経済センサス基礎調査（総務省）をもとに人事院において集計と説明があったので、総務省統計局のホームページを開いてみました。

企業別、企業規模別従業員数、もちろんこれは正社員ですので、正規雇用か非正規雇用かも区分が必要です、を見つけようとしたのですが、これが見つかりませんでした。

そこで、私は、人事院に電話をして聞いてみました。どこを見ればいいんですかと。今から人事院の回答を申し上げます。

総務省が公表しているデータではなく、人事院が総務省にお願いして入手した資料から集計した結果です。これが人事院の説明の全てでした。これが疑問点1です。つまり、国民がその過程をたどることができない、公表された資料からたどることができないような内部資料に基づいて、この人事院のデータは集計されていると、私自身は捉えました。

次に、給与勧告と仕組みと本年の勧告のポイントの2ページです。

給与の調査は企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を実施調査とあり、対象者は約53万人で、従業員ごとに賃金台帳を確認するそうです。賞与を始めとする諸手当の調査方法は、これとは異なります。母集団事業所約5,700事業所の内訳1万2,400事業所を調査とあります。これは無作為抽出だそうです。人事院が自ら公表している職種別民間給与実態調査、これも印刷して目を通してみました。

従業員規模別、役職別、年齢別、学歴別給与が加重平均値で示されていました。しか

し、規模別の対象者数、従業員数は明記されていませんでした。500人以上の企業従業員何人が調査対象であったか。50人から100人、その間、何人であったか。これは明記されていませんでした。明記されていないので、これも人事院に聞きました。

別記しない理由は、同じく公表する必要がないと人事院が判断したというものでありました。これが疑問点2です。

規模別対象事業者数は別に資料があります。ところが規模別、役職別従業員数が明記されていません。この従業員というのが基本、月例級の調査の対象なんです。たどれないんです、公表された資料から、その集計の手法が。

次に、民間給与を915層に層化とあります。この915の層化の層の明記がありません。フィルターをかけるということですね、統計手法において、フィルターをかける。915のフィルターをかける、非常に精緻な作業です。都道府県、規模、産業、この記述のみです。これも聞いてみました。

915で、あとのこの内容詳細が分かりません。フィルターのかけ方が分かりません。統計の過程が読み取れません。やはり、公開する必要がないと人事院が判断したという回答でした。

私がどうしてここまで聞くかと言いますと、統計データの抽出過程のデータの開示の漏れがあつてはいけないと思うからです。科学的な発見と同様に、その実験過程を再現できなければ、その実証性は失われます。その説明を受けた側がそれを再現できない、データから、積み上げができないような手法であり、公表のされ方であると思いました。

私は、人事院勧告が事実に基づかないと言っているわけではありません。その調査の手法と公表の仕方に疑義があると申し上げております。

民間給与との均衡、そして国家公務員と公務員間の均衡、これは理解できます。であれば、なおさらその調査の手法、そしてその公表の仕方には、説明の精緻さ、詳細さ、それが要請されると私は思います。

これは、私がこの議案に関して個人的に調べ、また個人的に考えたことの結果です。でも、この個人的疑義が私にとっては、議決の最大の判断基準です。この事実確認自体に後日間違いが発覚されるかもしれません。その折は是非ご指摘いただきたいと思えます。

日本と同じ議員内閣制をとっているイギリスの会計検査院、ここは年次報告書でこう表紙に書かれているそうです。

人間は自分の知り得ること、理解できることのみに基づいて判断し、そして間違ふ。私

もこの例に漏れないと思います。でも、私は自分の調べた事実と、自分の考え、この個人的疑義に基づいてのみ、自分の表決に参加したいという考えで反対討論をいたしました。

長くなりましたが、ご賛同いただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第73号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者、16番西原真衣君。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第4、議案第74号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第74号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第5、議案第75号四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第6、議案第76号四万十町窪川B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけお伺いします。

海洋センターの2階にこのボルダリングの施設を今建て始めたところでありまして。それで、一点だけお伺いしたいのは、この整備をするに当たって、私がこのボルダリングという競技を承知しておりますのは、実際に見たのは、テレビ等は抜きとして、地元では台地まつりのときに西庁舎の広場で子どもたちがたくさん、無料ということもあって、100円要ったかな、申し訳ないです、たくさんの方がボルダリングという本当に初歩的な岩登り的なことを経験しているのを見て、ああたくさんの方が興味があるんだなということを感じましたけれども、そういったことを踏まえて、こういうような立派な施設ができると思うんですけども、本町で、まだいわゆる本格的なオリンピックを目指すとか、国体を目指すとか、そういった方は、まだ自身は承知しておりませんが、担当課としてはどのくらいの利用客があるかなというふうに見ておいでなのか。この施設、整備した後に、年間これくらいの方々が利用するんじゃないかというような見通しが分かればお答えしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） お答えいたします。

今後の利用の見込みというところでございますけれど、まだ始まってないので具体的な人数等については想定はできておりませんが、この競技を体験していただくというところから始めて、少しでも多くの子どもから大人までやっていただくというところから始めたいと思います。

そういうことを始める前に、類似の施設である本山町であるとか、高知市の民間の施設も行って見させていただきました。そういう中で聞いたのは、高知県の西部のほうからも高知市のほうに行っている方もいます。それから本山町の施設については、町外からの利用が主であるけれども、ある一定来ていただいて、もともと国体の施設でございましたので、来ていただいてやっているということは確認しております。

年間どれくらいの利用で、どれくらいの利用料が発生するかというのは、ちょっと開けてみないと分からない状況ではございますけれど、できるだけ多くの方々に来ていただけるような形で、民間の施設よりは少し値段を下げた形にして、やりやすい、競技になじみやすいという形で運営していきたいというところで考えておるところです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今、課長から答弁がありましたけれども、その施設内容なんですけれども、現在、ブルーシートを張って準備をしていますけれども、今言われた、本山町でありますとか、ほかの町外の施設はどういった程度のものなのか。例えば、この東庁舎の広場でやっているようなもう初心者向けなのか、あるいは中級者向けで、例えば小学生、中学生、高校生とか一般の方も利用されると思いますけれども、いわゆる程度ですよね。これはどの程度のものを想定されているのかという点だけ、最後にお伺いをします。

○議長（酒井祥成君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） お答えいたします。

どのくらいのレベルの方を想定しているのかというところでございますけれども、まずは最初ですので初級者、子どもから初級者が楽しめるというようなコース設定を考えております。

そういう中で、慣れてくれば、そのコースを攻略する方たちも増えると思いますので、ある一定コースを更新していく形で難度を上げていくというような形にしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第76号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号四万十町窪川B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第7、議案第77号四万十町下津井ヘルスセンター条例を廃止する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっております。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第77号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号四万十町下津井ヘルスセンター条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第8、議案第78号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） この質疑に当たって、本件についてはいろいろと、この後段について議論が交わされるという予定にもなっておりますので、執行部のほうに一点お伺いをしておきたいことがございます。

この議案第78号四万十町の総合交流拠点の指定管理ということですが、その次の79号も同様に、今回この公の施設というところの枠内でこの指定管理が実施をされるわけですが、私の承知しておるところでは、平成15年にこの指定管理制度が導入される。それ以前については、この公の施設というのは管理委託制度というところで、要は公共のほうから管理をしていく、あるいは第三セクターといったところで管理をしたものが、平成15年のこの改正によって指定管理制度を公の施設に導入するという話であります。

今回もこの道の駅の関係やら、後に続く旧都築邸の関係やらというところは公の施設というところの定義分類がされているわけですが、このほかに本町においてこういう施設に絡んで、公の施設として定義をしてこの指定管理制度を導入したところ、7件か8件というようなちょっと定かではありませんので、そこも含めて、一旦、最初にお伺いをして、どういった箇所が公の施設で指定管理制度を当てて、今実施をしているかというところをお聞かせ願ったらと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 申し訳ございません。ちょっと今、資料のほうをこちらのほうへよう持って来てございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（酒井祥成君） 暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 失礼いたしました。

公の施設の数ということですが、48施設でございます。

(P19 訂正あり)

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 公の施設としては48ということでもいいわけですね。

じゃ、公の施設としては、もう一度、その前段の話で、公の施設ということで、今回、その平成15年に管理委託制度から指定管理制度を導入するということで、民間の力というのを入れてやっていくというところですが、今回のこの道の駅の施設、あるいは次に続く旧都築邸の関係について、そのあたりのことについて、公の施設としての指定をした根

抛、理由、こういったところがいわゆるプラスになるからというところをちょっと最初に聞きたかったのであります。そこのあたりの説明をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 公の施設を公募した理由ということですが、公の施設につきましても、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設ということですが、住民の利用に供するためのもの、当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、住民の福祉を増進するものをもって設けて、体育施設や教育文化施設、社会福祉施設などがこれに当たります。

これらの施設につきましても、民間事業者の手法を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減、または経営による増収が図れる施設というふうなことになりますが、一部、集会所的な施設、そういった施設につきましても、民間の方が入って管理運営をしていただく、指定管理者のほうに応募がいただけないというふうな施設につきましても、最初から手は挙がらないだろうというふうなことで、基本的には公募の施設からは外しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） それではお伺いしたいと思います。

この度の議案第78号について、応募者が指定管理を行うということで、応募者が、会社が2社ありました。非常に結構なことやと思っております。競争原理も働きますし、地域の活性化のためにもなる。非常に前向きな、今回は良かったんじゃないかと、このように考えております。

その中で、審査委員の選定委員会の中で、審査委員の方が審査をしておりますのは当然ですが、9名の審査委員の中に、そのドラマの株主、出資者はおりませんか、おりますか、お答え願います。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 四万十ドラマにおきましても、道の駅を運営する当時、株式の増資をしております。そのときには私も1口5万円の株をずっと持っておりましたが、今回、この審査に当たって、公募で2者出てくるということが分かった時点で、私はその株を別の者に譲渡をしておりますし、関係者はいないというふうを確認をしているところで

す。おりません。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 副町長は、直前まで株式を保有しておったと、出資者であったということですが、それでは、財産権は個人の自由ですので、どなたにどのように譲渡しようと名義変更しようと、それは自由なことです。これが、例えば家族とか、特に配偶者に名義変更をした、名変をしたということになれば、これは少し問題になるというふうには私を考えておりますが、そのところは審査委員長として副町長は元の株主、出資者としてどのような見解を持っておりますか。

私は、これは、特に配偶者に名変したということになれば、これは問題になるというふうには考えます。その点は、法的に、条例違反とか法令違反とかにはならないと思いますが、社会通念上、余談ですが、よく国会議員の方が何かあったときに、あれは秘書がやったがよと、あれは女房がやったがよと、私の妻がやったがよというふうなことをよくテレビで言っておりますが、これは社会通念上、あまり良いことではない、このように私個人は考えますが、副町長の見解をお願いします。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 誰にということはこの場では答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、そういった株を持っておれば公平な立場での審査ができないというふうには自分は判断をいたしましたので、2者の競争による事態が発生した時点で、別の者に譲渡したということで、具体的なお名前は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 先ほど言いましたように、財産権のことですので、これは、財産は持つ、持たないは国民の自由、個人の自由ですので、誰にどの株券を譲渡しようと、そんなことはとても問題になるようなことではありませんが、それが配偶者に譲渡したと、名変したということになれば、これは問題になると私は考えます。これは社会通念上ですよ。法令に違反しておるわけではありませんが、社会通念上これは問題がある、特に審査委員長の配偶者が株主であれば、というように私は考えますが、そのところはこれ以上言っても、副町長、同じ答弁が返ってくると思っておりますので、これで答弁は要りませんが、私はそのように考えますので、議員の皆さん、町民の皆さんがどのようにそのところを捉えるか、考えるかというところが問題になると、このように指摘をして終わりたいと思

います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 先ほどの15番議員のご質問の中で、答弁を修正させていただきたいと思いますが、公の施設を48というふうに申し上げましたが、指定管理者制度を導入している公の施設が48ということですので、訂正をさせていただきます。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 議案説明資料を読んでおりますと、非常に特徴的なこの採点のばらつきなんですね。それで、唯一、落ちたところが、落選した団体が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること、こっちが得点高くて、そして一番得点差があるのが、公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、また確保できる見込みがあること。この配点の配分を見たときに非常に感じるのは、単刀直入に言って、公の施設、道の駅の設立の趣旨にかなっている経営理念を持っているという印象をA社には受けた。つまり落選者ですよ、審査委員が。けれどもやはり、実績というもので差がついて、最終的にこのような結果になった、というふうに読み取れたんですけど。これを行政特有の前例踏襲主義みたいなものですかね。あと、安定志向ですかね。

けど、公の施設の設置目的、地場産業の振興ですね、基本的に。生産者の所得の向上ですよ。その経営理念は、むしろ落選者のほうに感じとれたというふうに読み取れましたけど、その解釈はいかがでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） お答えをしたいと思います。

議員ご指摘のあったように、この施設につきましては、地域振興といった大きな目的を持った施設であります。その中で、審査項目の中で、施設の効用を最大限に発揮をしていくことという項目がありますが、この中には正に議員ご指摘の地域振興の部分で具体的にはどういったことをやっていくのか、あるいは地域との連携ができていくのか、そういった部分では、正に地元が立ち上げた会社でありますので、そういった部分での評価が高かったというふうに理解をしております。

それから、最終的に大きな差が出たというところにつきましては、実績ということにな

ってくるわけですが、これは一般質問等でも考えを申しあげましたけども、やはり今回この施設につきましては、経営側の考えをしっかりと下の組織につなげていく、中間のいわゆる専務体制、そういったことも重要になってきますし、経営側のしっかりとした理念を社員がどう行動をしていくか。正にそこが提案に対する、提案内容をいかに具現化をする体制、そういったことが我々はしっかりと見ていきたいということもありまして、こういった最終的な点差になったというふうに審査委員長として整理もしているところであります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 先ほどの答弁に基づきまして、それでは、要するに経営の統制、ガバナンスの問題ですかね。そういうものが、やはり落選者には不安があったというふう  
に受け取ってよろしいでしょうか。

けれども、ここで一つやはり疑義があるのは、そのプレゼンテーションにおかみさん市の方々が入ったということです。おかみさん市の方々のことを、副町長は協力企業体とおっしゃいましたけど、これはちょっと、企業体と社員、その辺はどうなんでしょう。企業体とおっしゃいましたが、株式会社の組織としては形はとっていらっしゃいますけど、おかみさん市の育成には十和村時代から多大な官主導が行われてきたのではないですか。野菜栽培の技術指導にも専門の嘱託職員を雇用して、その方が事務局を兼ねてきたという経緯もあるし、現在もおかみさん市の事務をしているのは協力隊ですよ。この事実を見たときに、おかみさん市が株式会社とは言え、独自の経営判断を持っている企業体、つまり自立した企業とは言い難い事実がありますよね、誰の目にも。

そのおかみさん市の方をプロポーザルに同行するドラマ、そしてそのことを許容する行政、これはやはり、私思いますのに、人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているということを正確に査定できる、つまり査定力が行政にあるかの疑念につながってくるんです。それについてはいかがでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 最後に査定力の疑念というふうにご指摘も受けたわけですが、確かに協力事業体ということで昨日もお答えをしてきました。その部分についてはもう全議員聞いておりますので省略をさせていただきますが、査定、審査に当たってのそういう人数、実際プレゼン会場に入ってきた人数の差というのはありましたけども、

我々は事前に両社からの書類はしっかりと読み込んでおまして、その上で提案説明を受け、さらに質疑応答の時間を設けて、それぞれの会社の利点、良いところ、悪いところを判断をして今回の審査結果に至ったというふうに理解もしているところです。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 手続に瑕疵があったと申しているわけではなくて、公募型プロポーザル要綱に従って実施されたことはその通りだと思います。非公開であるとか、人数制限ないとか、同行は基本的に認めているとか。

でも、その部分じゃないんです。おかみさん市の方を同行するドラマ、そしてそのことを容認する行政なんですね。その部分の査定力なんですね。そこの部分もこれも査定の一部であると思います。それについての再答弁を。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 昨日の一般質問でも申し上げましたが、十和の道の駅を運営している現四万十ドラマにつきましては、あの通行量の少ない中でこういったイベントを年間打っていくのか。その協力事業体がおかみさん市であり、プレゼンテーションに際しまして確かに規制をかけていなかったというところがありますけども、そういった協力事業体の一員としてプレゼンテーションに参加をしたと。確かに先ほど申し上げましたように、人数規制をしてないというところでの参加者の人数の差というのはありましたけども、我々は両社の提案を真摯に受け止めてしっかりと審査をしたということでもあります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 今回のプロポーザルの中で、指定管理料がゼロという、両社とも出てきちゅうわけですけれども、これについての確認はどういう形でその審査会の中であられたのか。まずお聞きしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 指定管理料につきましては、先ほど申し上げました質疑応答の時間の中で両社に確認をとりました。指定管理料については両社ともゼロというお答えであったということでもあります。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） この後、自由討論もあるということですので、私は違う視点を持っています。と言いますのは、四十幾つかある中で全て指定管理料という形で従来来られ

たと、今回初めて指定管理料がゼロということで、それは裏を返せば、この拠点施設のこれまでの実績が一定企業体として、部門として独立収支ができるようなところまで、一つは育ってきたということが言えると思いますけれども、私は、もう一つの窪川にある窪川の道の駅を見たときに、こうして地域の中で振興を図る理念に基づいて企業体としても確実な、着実な実績を踏んでくるに当たっては、今後の問題として指定管理料で、指定管理ということで、今の条例、規則の中で一つに区切って位置付けることがちょっと現実に沿わなくなっているのではないかなという思いを持っておるわけでございまして、こういったときにいわゆる企業体であれば、やっぱり利用料を払って、建物を利用させてもらって進んでいくという、そういうところにまでやっぱり踏み込むべきではないかなというように思っております。ちょっと外れたかも分かりませんが、そういったところで、ゼロであったということではなくて、その辺が、審査の中で両方ともゼロやったので、その部分は特別に考慮することにはならなかったのか。その点だけ確認させてもらいたいと思います。言い方分からなかったですかね。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 正確な答えにならないかも知れませんが、現在の指定管理者からは年間140万円近くの利用料をいただいておりますし、あぐり窪川につきましても400万円台の使用料をいただいております。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ちょっと討論のほうのところを持っていかないかんかも分らんですけども、言いたいのは、やはりすごい町民の税金を使って建てたすごい金額の、5億何がしかと思いますが、やっぱりそれには民間の考え方でいくと、当然減価償却という捉え方が必要になってくるわけですので、そういったものもやっぱり今回、指定管理という制度の中でちょっとそぐわなくなってきたおるというのを、自分はこの質問から外れちゃうかも知らんですけども、問題提起ということをしてもらって、自分の問いかけはこれで終わります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 先ほどの3番議員の、少しはかかわるかも知れませんが、プロポーザルの中で申請書類、収支予算書についてお伺いをいたします。

株式会社四万十とおわ、それから株式会社四万十ドラマ、収支予算書が出ております

が、このプロポーザルの経過の中で出されたこの数値、金額、これに対しまして入念なチェック、踏み入った質疑等を行われたのでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 両社から収支予算書をいただいております。その中で先ほども指定管理料の部分、出ておりましたが、A社のほうにつきましては指定管理費用がゼロということで、予算書の中に記載があります。それから、他方、現指定管理者のほうについては、指定管理料がこの中には明確な数字がありませんでしたので、先ほど質疑の中でお答えしましたように、プレゼンテーションの質疑の中でそこは確認をいたしましたし、あと支出の部の細かい数字的なチェックとかそういったところは、第一次審査の段階でも目を通して確認をしておるということであります。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 確認をしておるということは、結局両社に、例えば売上高と収入とか、これの1億7,000万円近い数字が出ておりますが、これについての例えば根拠というのはどういうふうになってこういう数字が上がってきたのかというような、そういう入った、裏付けの数値、だからこうなんだというような確認というのはされたのでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） はい。自分なりに確認をいたしました。この収支予算書の金額1億7,400万円と1億7,500万円ということで、この数値につきましては、前年の十和の道の駅の実績数値、それを参考に、それぞれが予算書として提出をしているということであります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 私は、後の議案第79号の同じような指定管理の問題について重きを置いておったわけですが、質問の中で重なっちゃう部分について、質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、だんだん述べられたと思いますけれども、確認の意味で、この審査委員というのは職員だけ、課長クラスだけの審査委員だったのでしょうか。まず、それを確認の意味で。審査委員。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 審査委員につきましては私を含め9名ということで、全て管理職の課長でございます。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 私は、この問題についてちょっとある友人に電話しました。この方は、土佐のまつりごとというネームで自治体問題についてネットで発信している方ですけれども、その方にこの問題について聞きましたら、即座に言ったことは、今、全国的に問題になっちゃうのは、この指定管理制度については、審査委員会がブラックボックス化しているという点が問題だと、もう即座に答えてくれました。

それで、一番大事なことは、その審査委員会の構成の中に、やっぱり身近な地域の人、あるいは地区長とかそういうふうな公正、透明性、あるいは公平性なんかを担保できる構成、町民から見て大事じゃないかという指摘がありました。この点についてはいかがでしょう。こういう指摘に対してはいかがでしょう。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私も今回、審査委員を誰にするかに当たっては、事務局とも協議をしました。私見ではありますが、私は逆に、例えば上級機関の県の職員であるとか、類似施設を運営している方、そういった方も審査委員に入れてはどうなのかなというふうに考えてはおりましたけども、議員と逆の考え方になるかも分かりませんが、道の駅にしましても、それから半平旅館にしましても、本当に身近にある施設であります。特に、もう皆さん、自分たちも含めて利用しておりますので、そういった部分については、今回の審査基準、それぞれ5項目ありますが、その基準に照らし合わせての審査ができるという判断をしましたので、結果的に管理職で審査委員を決定したということになります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はないようですので、ここで暫時休憩します。10時50分から開会します。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第78号について自由討議を行います。

時間は30分を目安としておりますので、その時間の範囲内でお願いします。

自由討議はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 自由討議の時間になりましたので、今回の道の駅の指定管理について、私の今までの一般質問であるとか資料に基づいて、私の所感を申し上げますので、それぞれ議員の皆様方、考えがあろうかと思えますけれども、私の意見に、そう思うとかいやそうは思わないとか、いろいろな意見があると思えますけれども、後ほどご発言をいただければと思います。

それでは、自由討議を、私の考えを述べさせていただきます。

今回の道の駅四万十とおわの指定管理者決定については、2人の議員が審議内容等について一般質問で質疑をされました。決定に関する質問者の考え、あるいは執行部の答弁を聞いている中で、私にとって理解できない、つまり疑義が残った点について考えを述べたいと存じます。

まずは、先ほどの質疑でもございましたけれども、先日、その前、2日間にわたって両橋本議員の一般質問の質疑の中で、プレゼンテーションは非公開で行われたということがありました。当事者のプレゼン業者以外に協力事業者が参加していたとの答弁がございました。

執行部の答弁を聞いている中で、非公開で行われた審査に幾ら協力事業者といってもプレゼン業者以外に4人の町民が参加したということは、非公開にしたことと整合性がとれていないのではないかなと私は感じました。幾ら協力関係にあるといっても、審査会にプレゼン業者以外の方の出席を許可したこと自体、何のために非公開とした意味がなくなるのではないかなと思います。

つまり、その方々の団体は現在民間の会社になっており、プレゼン業者以外の民間会社の方がプレゼンの場にいるということに違和感を覚え、一般質問でのやり取りの執行部の説明に私は納得ができませんでした。ほかの議員はこの件に関し、どういうふうに感じたのか。先ほど申し上げましたように、意見があれば発言願いたいと思います。

もう一点申し上げさせていただきます。これは、公金の会計処理が一般質問でも質疑されましたけれども、一番最後、町長答弁でも、今後は会計処理を分かりやすくする方法にしたいとの答弁もありました。私も道の駅と管理会社の過去5年間の決算資料を入手し、目を通し感じたことは、会計処理を見ると、町民から公私混同、私物化ではないかととられても致し方のない決算資料であると思えます。なぜならば、これは管理会社が連結決算

で行っているためと思われます。

具体的に言えば、道の駅の単独決算であればまず指定管理料というのは、説明もございましたように、その施設のトイレや駐車場の維持管理や清掃費などに係る経費や人件費などもろもろの公の部分振興局で積算し、合計金額を指定管理料として管理業者に交付するもので、あくまでそのお金の原資は税金で賄われています。したがって、公金をいただくというよりは、正確には公金を預かるということで、指定管理業者は誰が何時、道の駅の会計帳簿などを見ても、即刻説明ができる状況に公金を管理する義務もあると考えます。

具体的に言えば、通常の単一決算では、分かりやすい公金処理の方法としては、指定管理の会社に役場から指定管理料が入金したら、できるだけ速やかにその公金、指定管理料を道の駅の口座に振り込み、そこから公の部分に係る諸経費などを支払いができる体制をとるべきであると考えます。

原則、公の部分に係る経費以外の支払いには使うことはできません。したがって、会計処理においてもまず指定管理者の口座に入金をされます。次に、道の駅の口座に振替入金をいたします。これを単一決算であれば、年度末の決算書上で見ると、指定管理者の決算書にも売上げ以外の指定管理料としての入金があり、道の駅の口座に振り込むことは何らかの形で同額の金額を支払う支出の項目が生じてまいります。

一方、道の駅も、振り込まれたこの指定管理料は、売上げ以外の収入として記載をすべきであります。したがって、二つの決算書にはそれぞれ指定管理料が売上げ以外の収入として記載をして決算書をつくります。これが単一決算の場合でございます。

しかしながら、過去5年間の決算書を見ると、平成27年度決算書には、両方に、つまり道の駅と指定管理者の両方の決算書に、指定管理料としての入金記載がありますが、ほかの4年間の決算書には書かれておりません。

一般質問での局長答弁では、記載がない年は指定管理料は売上げに含まれているとの答弁でしたが、先ほど言ったように、平成27年度には両方に指定管理料としての入金が売上げ以外の収入として記載をされております。そういう処理になったのであれば、平成27年度にそういう処理になったのであれば、28年度決算書にも同じように記載をすべきと思いますが、平成28年度には、道の駅の決算書には記載がなく、管理会社のみ収入としての記載があります。

決算処理の仕方の違いが一番分かりやすい平成27年度の決算書と、28年度決算書の処理

方法にも違いがありますが、この2年間の決算書の違いを指定管理料を出す側の担当者、責任者はどう理解し指摘されたのでしょうか。明確な答弁を聞くことが、残念ながらできませんでした。つまり、連結決算で行うと、こういうふう to 公金の取扱い、処理が複雑で、一般の方はもちろん、役場の職員も決裁処理が見えにくくなります。つまり、公金処理の透明性がなくなります。

私は、指定管理は透明性を担保するためにも単一決算で行うべきだと改めて感じ取ることができました。

ところが、管理会社は連結決算で部門別での決算書を作成しており、お金の流れが複雑になっていますが、本来、連結前決算の決算書にはこうした決裁がされているべきでありますけれども、現状ではこの連結前決算書を私は見ていないため、私は確認がとれません。担当者的方々はこのことを確認をしているのでしょうか。答弁では、管理会社は別部門と本体の連結決算であるからこうなったとの説明にも、部門別での決算書上では、確認は私にはとれません。指定管理料を預かる会社であれば、道の駅部門は連結決算に入れず、道の駅の単独決算で行うべきではないでしょうか。今後の重要な課題であると感じました。

もう一点、公金の記載方法として理解できない部分がございます。決算書では、平成26年度から28年度まで、若者雇用の助成金の収入記載がありますが、これも管理会社の収入時であれば、道の駅部門に収入として記載がある年もあり、両方に記載された年度もあります。この雇用の助成金はあくまで管理会社が町に申請し得た助成金でありますから、道の駅の収入として記載処理されるべきではございません。たとえ指定管理会社からの社員の出向であっても、決算処理はあくまで管理会社の収入として決算すべきと考えます。

これ一つをとっても連結決算で行った結果とすれば、透明性が薄れており、公金処理の問題点として捉えるべきではないでしょうか。

冒頭申し上げましたように、指定管理料や公的な助成金という公金の処理は透明性の確保が絶対必要であります。私の所感としては、先ほど少し触れましたけれども、指定管理者としての公金を受け取る会社の決算書をこれまで不透明なままにしてきた行政管理者にも問題があったと言わざるを得ません。担当者、責任者は、町長答弁にあったように、今後、公金の取扱い、処理の仕方を、誰が見ても公正な透明性のある決算の仕方に変える義務があると私は考えます。一日も早く改めるべきところは改めてもらわなければ、議会、町民も納得ができません。

以上、私の今回の道の駅の指定管理に関する一連の一般質問や決算書を見ての考えでありますけれども、結論的に言えば、行政の指導不足もあったなと思いますし、指定管理者としての公金の使い方が見えにくい、透明性を欠いた決算方法などで運営をしてきたことからすれば、町民から見れば、公私混同、私物化しているとの指摘は否定できないと、そういうふうに感じました。

以上、プロポーザル現場の参加者の問題点と、公金処理のあり方について、私が感じたことを申し上げましたけれども、ご意見があればいただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに自由討議はありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私は今回のこの案件ですが、全ての疑義、疑念、問題、皆さんがいろいろと意見を言われましたけども、その全てはこの審査の方法、メンバー、そこにあるんじゃないかというように思います。

皆さんがそれぞれに疑念を持たれたり、先ほど言われた指定管理料にしましても審査の内容にしましても、全てのことに納得がいかないのは、審査のメンバーが全て町の職員だったというところが、この大きなこういう意見の問題を起こした全ての原因じゃないか。

ここに例えば、町外の、町内の人ではだめだと思います。町外のそれなりの企業の経験者、それ、まだ私はあまり有識者という言葉は好きじゃないんですが、有識者、そういった方をこの中に入れて、この二つの案件、プロポーザルで出された企業の審査を、事前審査を行う上で、そういった人たちも含め、その内容に対して意見を述べてもらって、じゃあ実際現場のプロポーザルのプレゼンテーションに臨んでいけば、こういった問題というのは起こらなかったんじゃないかというふうに思います。全ての原因はそこにあると思うので、今後プロポーザルをやる場合、そういった、ここの内々で審査するのではなくて、外部のいろんな見識を持った、見解をもって、このプロポーザルに臨むことが、こういった問題を、少なくとも、少なくできるんじゃないか、いうふうに思います。

あと、先ほど下元昇議員からありましたように、指定管理の問題ですが、前段で古谷議員が質問の中で言われましたように、この指定管理料、今回のプロポーザル、ゼロとなっておりますけれども、ゼロでできるのかと、指定管理料というのは、先ほど下元昇議員からもありましたように、これは施設の維持管理に対して充てられるもので、それは指定管理を受けたものが事業努力の上で少しでも少なく、能率を上げ、効率よく、その指定管理料を削

減していくとか、そういった企業努力は行えるから、それは指定管理の本来の目的であって、これがゼロになるというのは、ゼロでなんでやれるんだと、その新しく出された企業も今やっている企業も、これはなぜゼロでできるんだと。それに対しての、下元昇議員言われたように、その説明はどうするんだと。儲けているから、そこから出したからいいんだと、じゃあもらった指定管理料は何に使ったんだと、というようなことになるんだと思います。

だから、指定管理料に対しては、言われたように、やっぱりそれに対しての説明、帳面上でもそういった指定管理料に対しては、きちっと明記して行政に対してそれを報告する、そういう義務があるんじゃないかというように思います。その指定管理料に対しても、言われたように、町のほうは少し考え方を考えるべきじゃないかなというように私は思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに自由討議はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今の2人の方の意見を聞いていまして、おおむね賛同するところが大きいです。

それで、その審査委員の構成について、岩井議員からもありましたけど、それに対しては副町長は先ほど身近な施設とかということを持ち出されて、それがどうつながるのか、ちょっと分からないんですけど。審査項目に従って十二分に審査している、つまり外部審査委員を導入する必要は感じていないというような印象を持つような答弁でした。

その外部審査委員というのはやはり必要だと思います。審査委員が全部公務員管理職で構成されているということは、やはり問題があると思います。ただ、外部審査、つまり財務書類を見るにたけた方、例えば企業の経営者、あるいは会計士、税理士でもいいですよ。そういう方を導入して問題が解決するかというとそうでもないと思います。なぜかというと、会計に対する見識を見る見識がやはり行政に要請されるからなんですね。見識のある方を選ぶのは、見識を見るためには、見識が要るんです。そうではないでしょうか。ですから、外部の方であればいい、うまくいくというわけでは決してない。だから、非常に難しい問題が横たわっていると思います。

私は、単刀直入に言って、行政の方々は、議員も含めて、決算書類、読めないんじゃないかと思うことが多々あります。振興局長が今ごろ、連結決算の意味をインターネットで

検索している現状があります。そして、私はここにたまたま決算書類、持っています。道の駅とドラマの両方の決算、持っています。なぜでしょう。情報公開制度を使って開示請求をしたからです。行政はこれを説明資料として全員協議会で議会に、議員に配付しておりません。おりません。それで、十二分な質疑ができるのでしょうか。十二分な答弁ができるのでしょうか。

会計は分からないということは理由にならないと思います。やはり、その執行する側、貴重な公金を交付する側とそれを監視する側に会計の勉強が要ると思います。その点で、非常に不十分な実態がある。そして、その不十分な実態という土壌の中で生まれてきた今、生じている問題が生じてきた。ドラマの私物化と言われますけど、産業振興をまず公の施設でやっているわけです。公の施設で産業振興をやっているわけです。それであれば、決算、読めなくちゃいけないですよ、行政の側がまず。そしてそれを監視する側も読めなくちゃいけないですよ。それが十二分にできているとは全くもって言い難いと思います。

その面で、今議案は非常に、保留になったほうが課題の抽出には期するところが大かなという気はいたします。問題を洗いざらい出す機会であると思います。公の施設を使って産業振興をするというのは、B&Gが指定管理であることとは意味が違うんです。所得の向上ではないですか。雇用の創出ではないですか。決算書類、読めなくて、それができますか。その、費用対効果と言いますが、効果を数値化できますか。数値化できるのは指定管理料のみです。全貌が見えません。

これが私の意見です。

○議長（酒井祥成君） ほかに自由討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに自由討議がないようですので、これで自由討議を終わります。

これより議案第78号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 私は反対の立場で討論を行います。

議案第78号四万十町総合交流拠点施設道の駅四万十とおわに係る指定管理者の指定につ

いて、反対の立場で討論を行います。

本議案については、一般質問でも指摘をしたように、次の三点の視点をもって論じていきたいというふうに思います。

まず、一つには、現運営会社は当初の目的に沿った運営をしているかという点と、その改善策を地元A社がプレゼンした内容の評価は適正だったのかについてであります。確かに道の駅四万十とおわは宣伝効果もあって、全国的に有名になり、年間の集客数やリピーターの数も年々増加をしていることも事実であります。

しかし、一方では栗やお茶に特化した政策であり、野菜を含めた地域の特産品も少なく、地域との一体感も生まれていないし、生産者が出荷する特産品についても手数料が高いとの課題が山積していることもまたこれも事実であります。

今回のプレゼンテーションを通じて、地元A社はその課題解決に向け、次のような改善策を提起しております。

その中でA社が唯一評価された部分が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであることであります。その項目をさらに細分すると、地元と連携し、利用者の増加を図るための具体策であります。つまり、おかみさん市の施設利用や地元の生産者の皆が出荷する手数料をゼロにすることです。そのゼロの経費については、消耗品や交通費、委託費など抜本的に改革をすることで経費節減ができるという内容を示しております。そういったことでこの諸課題が改善されていく仕組みで提案をしております。

設定審査会では、この画期的な改善策を部分的には評価をしておりますが、総合的評価をすれば、現運営会社が望ましいと判断をしております。つまり、審査会としては、人員、資産、実績を最大限に評価したということでもあります。

10年前に尾崎知事が橋本県政を引き継ぐときにPDCA、つまり計画、実行、評価、改善を確実に機能させていくことが重要であるというふうに言っております。

今の四万十町は非常に保守的で閉鎖的であります。そういう中での改革は本当に展望が望めないというふうに私は思います。

二つには、神聖であるべきはずのプレゼンテーション会場に、部外者であるおかみさん市が同席していたことは不可解であります。選定審査会は、協力事業者と言っているが、利害関係にある別会社のおかみさん市が会場入りしたことは無言の圧力であり、少なからず審査委員の動揺にもつながったのではないかと私は判断します。そういう意味では、今回選定審査会が実施したプレゼンは瑕疵ある行政行為に当たるのではないかと。つまり、法

令違反とまではいかないが、正当な行政行為ではないというふうに思います。

次に、三つ目であります。町長の人材育成、企業育成の視点から論じると、平成28年に策定された四万十町まちづくり戦略に人材育成の基本的視点として、自分たちの地域は自分たちで、ということの基本に、産業を振興し、新しいことに挑戦していきまるとあります。今回、地元が会社を設立し、新たな挑戦をしたことは、町長が目指す自分たちの地域は自分たちで、を基本とした新しい挑戦に合致すると思うが、町長の考え方は、町が目指している方向性とは真逆の方向に進んだのではないかと考えるところであります。

今回の道の駅四万十とおわの公募は、正に地元にとったら千載一遇のチャンスであります。地元も大きく変革する好機だったと思います。にもかかわらず、選定審査会が下した判断は、地域の思いや議会の提言を無視するものであり、到底容認できるものではありません。

よって、以上の観点により、私は本案に反対するものであります。議員各位におかれましては、適切な判断をしていただくようお願いし、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（酒井祥成君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、議案第78号について、賛成の立場にて意見を申し上げます。

四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についての議案採決に当たり、株式会社四万十ドラマを管理者に指定することの、執行部提案に賛成の立場において意見を表明いたしたいと思っております。

本件は、四万十町の公の施設である総合交流拠点施設四万十とおわ道の駅の指定管理について、公募型プロポーザル方式で2者からの応募があり、その審査の結果が示されたわけであります。その2者はそれぞれの業務計画書の内容並びに審査に当たっての点数配点等については、さきの全員協議会で執行部より提示をされ、説明を受け、その結果を議員ひとしく共有をしたところであります。

私が冒頭に申し上げるのは、我々議会の立場として、今回こうして審査結果を得て上程された案件について、その審議に当たっては、事前に説明と提示を受けた事業計画申請書並びに事業計画の設問項目、審査結果集計をもって、その内容に基づきその結果を客観的に審議・採決することです。審査の過程や選定された会社が委託されて管理する上

で、大きな遺漏事項や、あるいは不備、欠陥がない限りにおいては、公正な審査結果として審議・採決するか否かであります。

本件については、昨日、あるいは一昨日、この選定についての一般質問が集中的にやり取りをされ、その内容は主としてプロポーザルに当たって参加者の体制等について、あるいは質問者の考えの中での選考に対する疑義の質問があったわけではありますが、今回、提起をされました論点、大きく二つあったように思います。

一つには、プロポーザルにおけるプレゼンテーションへの参加者についてのやり取りがありました。

二つ目には、今回次点となった新規に組成をされた会社であり、ノンキャリアであることや、収益などの実績がないことについて採点の基準を考慮すべきではなかったかというやり取りであったと思います。

一番目の、プレゼンテーションへの参加については、先ほど来のるる話がありますとおり、今後整理をすべきところもありましょう。

ただ、二点目の、新規に組成された会社について採点を考慮すべきの意味合いについては、この交流拠点施設の管理運営をしていく内容からして、私はノウハウの蓄積、あるいは販売実績は当然選考の上で大きなポイントであり、評価の上で実績があればまず担保されなければならない要件であると考えられるわけがあります。

次点であった会社については、今回の指定管理者への応募に合わせて新設された急ごしらえの会社組織であることは否めず、総合的な判断において審査委員会での採点結果であったと思います。

その上で、今回、上位に採点された株式会社四万十ドラマ、総合交流拠点施設と四万十とおわという本町の観光の西の玄関ということで、計画書に書いてあります。その位置付けの中で、平成19年7月のオープンでありますから、本年でちょうど10年が経過をいたしたわけであります。オープンに当たって、当時道の駅運営協議会の推薦あるいは議会の承認を得て、運営管理を株式会社四万十ドラマに指定管理者として、自来、今日まで交流拠点施設としての道の駅四万十とおわを日々発展させたことは周知のとおりであります。

当初、コンサルの試算ということであるお話があったとおり、レジ通過の5万人程度あるいは集客5万人程度という話があったわけではありますが、四万十ドラマと関係団体、おかみさん市や広井茶組合、あるいは道の駅の物産協議会といったものがありますが、営業努力で初年度からレジ通過者が10万人以上あるいは1億円以上の売上げと、今日に至って

はレジ通過者は年間10万人と、あるいは売上げは先ほどの予算書のとおり1億7,000万円前後という計画書が、収支決算書にも記載のように飛躍的な展開をしておるわけでありませぬ。

当然、地域の雇用も飛躍的に創出をされて、会社発足当時、正社員は1名で始まった、そういう組織体制が、正社員、現在は契約社員、パートを含めまして35名の雇用創出を生んでおるわけでありませぬ。

10年間の積み上げ結果が地域と連携したおかみさん市バイキングの企画であったり、おちゃくりカフェであったり、地域産品の開発では、シイタケのたれ、四万十緑茶、さらには四万十の栗再生に向けたプロジェクトの協議会を立ち上げて、栗の生産拡大に向けた取組がなされておるわけでありませぬ。その結果において、安定した営業収入を生む、あるいは指定管理料も今回は必要としない収支予算書が提示されているということで、受け止めておるわけでありませぬ。事業計画書の末尾に記載されていますように、四万十中央インターチェンジから愛媛県の宇和島市三間インターチェンジにおいてある70キロによる国道381号線には七つの道の駅がひしめいているわけでありませぬ。

その中であって、交流人口の拡大に向けて、各道の駅と共に連携を模索したり、新たな取組が企画されているようでありませぬ。今後も、健全に成長してきた道の駅四万十とおわがこれからさらなる発展を期待する上においても、今回の四万十ドラマの選任について同意をいたしたいと思ひませぬ。各議員におかれましては、各項目について十分配慮をされまして、ご賢察を賜りますようお願いを申し上げまして、賛成の討論といたしませぬ。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませぬか。

次に、反対者の討論があれば、これを許可しませぬ。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 最後の最後まで悩みませぬ。私は実は賛成討論をするつもりでおりました。

しかしながら、執行部答弁があまりにも誠意を欠き、なおかつ見識に欠けるものであると痛感いたしました。それで、反対討論に転じませぬ。

四万十ドラマに対する否決ではありません。この議案に関する否決です。問題を正確に抽出すべきです。公の施設における産業振興とは何かです。その結果をどう査定するか。エビデンスをどう積み上げるかです。視点はそこです。

指定管理者に選任された株式会社四万十ドラマの公募型プロポーザルへの応募書類であ

る2種類の決算書類、十和道の駅と株式会社四万十ドラマの決算書類を比較対照してみました。

まず、四万十ドラマの売上高は2項目から成り立っています。自社製品売上高を意味する売上高と、仕入商品を意味する受託売上高です。売上高は約4億4,000万円で、受託売上高は約2,400万円です。純売上高のうち、仕入れ、実に自社製品の売上高が全体の95%を占めています。これは事実です。決算を見れば分かります。でも、執行部はその資料を議会に提示しておりません。

片や道の駅の売上高は、自社製品、仕入商品を問わず、全て十和道の駅の仕入商品として、つまり四万十ドラマ及び他社からの仕入商品として、一括して売上高として計上されています。この金額が約1億7,000万円です。自社商品と他社商品の内訳は不明です。道の駅においてドラマが自社商品を仕入れても、他社商品も仕入れても、全部仕入れとしてみなしているということです。そういう予算の計上の仕方をしている。項目を設定しているということです。これも全部、担当職員を通じて確認済みのことです。

道の駅の経営状態、経営状況を見る際に、見落とせないのは、実店舗だけではない、ホームページ上の十和道の駅の売上金額です。これは担当職員に確認してもらったところ、全部四万十ドラマの売上に計上されるということです。四万十ドラマ自身がそう認めています。問い合わせ結果です。そもそも四万十ドラマの収支決算書は、道の駅との連結決算なので、そうすると、この4億4,000万円は自社製品の道の駅への売上額と、ホームページを通じた通販その他の外商の売上額の総額ということになります。どう考えてもなりません。

では、受託売上高2,400万円とは何を意味するのでしょうか。道の駅のドラマ以外からの仕入商品の売上額以外には考えられません。ホームページを使って外商して自社製品以外のものをドラマが売っているとは思えないからです。まず、そういう想定のもとで、それ以上のことは分かりませんから、計算をしてみました。

道の駅売上額1億7,000万円からドラマの受託売上高2,400万円を差し引いた1億4,600万円が実質、道の駅がドラマから仕入れて売り上げた商品の売上額ということになります。計算でこうなります。これは事実です。残りがホームページを通じた4億4,400万円からこの1億4,600万円を引いた数字です。残りがホームページを通じた自社製品の売上及びおちゃくりカフェの売上、ふるさと納税返礼品その他の外販売上とざっと捉えることができるかと思えます。これ以上のことは分かりませんでした、私は。決算書類

のみでしたので。

実店舗十和道の駅があるからこそ、四万十川の河畔で四万十ドラマブランド商品の数々、栗菓子やヒノキチップ、また、新聞バッグ等の自社製品のブランド価値が創生できていることは間違いのないことであると思います。そして、その公の施設を提供しているのはこの四万十町であります。まず、ここを捉える必要があると思います。

十和道の駅のホームページには、四つのリンクが張られております。いなかパイプ、NPO法人RIVER、しまんと新聞バッグ、株式会社ドラマの四つです。このホームページの名称は四万十とおわ道の駅です。皆さん、確認してください。

いなかパイプでは、複合経営を目指す農業研修生の募集があり、しまんと新聞ばつぐでは、新聞バッグが販売されており、NPO法人RIVERでは、四万十川の清流保存を目的としたNPOの会員募集が行われています。株式会社四万十ドラマ、いなかパイプ、NPO法人RIVERのおわ道の駅のリンク先は全て旧広井小学校に拠点を持ち、これも事実です。第一次産業株式会社もここに拠点を持っております。また、いなかパイプは、旧古城小学校で研修者向けの宿泊施設を運営しています。また、現在、地域おこし協力隊2名がいなかパイプで紹介されている栗の剪定技術を持つ人から、岐阜から移住してきた人であり、栗の剪定技術を学んでいます。これも事実です。全て担当職員に確認済みです。

道の駅、旧広井小学校、旧古城小学校と実に三つの公の施設がこのリンク先の事業体の使用するところとなっているという事実が存在します。

私が把握している範ちゅうでは、旧古城小学校が簡易宿泊施設として使用されており、この宿泊施設の収益はいなかパイプの収益です。旧広井小学校では、いなかパイプによって、シェアハウス事業及び各種イベント、文化教室等が開催されており、この収益も全ていなかパイプの収益となっているようです。公の施設でありながら、町に対する賃貸料が発生していない理由は、両小学校が過疎債によって建設され、まだその償還が終わっていないので、償還期間中は町が建物から収益を得てはいけないという規定が存在するためだそうです。

その結果、いなかパイプが町に払っているのは、二つの小学校を使用している電気光熱費の実費のみを納めていると聞いています。

片や、株式会社四万十ドラマのサイトでは、地元生産者の紹介と共に、ドラマの経営者が実施する視察・研修・講演会の宣伝がなされています。多分、この視察・研修・講演等から得られる収入が、四万十ドラマの損益計算書に計上されているその他の売上高約

950万円なのではと推察します。

農林業複合経営は、実際ホームページ上のうたい文句になっていますが、このうたい文句で、農業視察、研修生を募集しております、いなかパイプが現実には。見てください、ホームページを。実に株式会社四万十ドラマを司令塔とする複合経営を、ファミリー企業と共に自らが実践していると言えらると思います。その証左として、委託料960万円のうち半分近くがプロデュース料としていなかパイプに支払われています。担当職員確認済みです。

株式会社四万十ドラマが経営上それだけの価値があると経営者が判断しているからこそ、500万円近い委託料がいなかパイプに支払われているわけです。これは四万十ドラマの決算です。でも、連結である以上、これを見ないわけにはいきません。

ドラマの販売費、一般管理費を見てみます。役員報酬が780万円、人件費が約7,800万円、雇用の内訳は、平成27年度の経営者申告によれば正社員12名、契約社員8名、パート11名となっています。総計31名です。また、役員報酬とは別に支払い報酬約830万円が計上されています。この支払い先は税理士とその他3人の、新聞バッグやパッケージデザイン、この方はコンテンツメーカー、つまり企画屋ですね。それから、まちづくりコンサルタントで有名な方々だそうです。名前も教えてもらいましたが、ここでは名前はあえて言いません。3人ともデザイナー、コンサルとみなしていいような方々だと思います。

この経営実態を過疎地の活性化と見るか、コンサルを常用した過疎ビジネスと見るかは、意見の分かれるところであると思いますが、それはさておき、ここまで決算書からたどった経営実態から推察できることは、売上4億4,000万円、受託販売2,400万円、その他の売上950万円、これは視察・研修料及び講演料が該当すると思います。総額4億7,350万円と確かに道の駅を拠点とした四万十ドラマの売上総額からして、茶や栗という地元特産林産物の販売拡大にドラマが貢献していくという、ドラマの営業力が多大な貢献をしていることはまず否定できません。

ただ、視点を転じて、地元への貢献という視点、地元生産者の所得の向上に寄与し、若者が地元に残れる産業を育成していくという本来の視点で見たときに、じかにドラマに雇用されている若者だけではなく、茶や栗の生産に携わっている若者がどのくらいの士気と満足感とやりがいを感じているか。そして、結婚し、子育てができる収入を継続的に得られているか。これが指定管理者を選ぶ上での最も肝心な視点ではないのでしょうか。

道の駅は、観光と地場産業を担う公の施設です。建設費も修繕費も維持管理費も、基本

的には公金です。それであればなおさらその視点は欠かせません。残念ながら、この決算書からはそこまでは見えてはきません。

先日の橋本章央議員の一般質問への執行部答弁から露見したのは、決算書類の指定管理料の表記について、指定管理料であったり売上げであったりすることが、町によって看過されてきたということです。

また、指定管理料をめぐって、建物の維持管理、修繕、備品が公金で賄われている民間企業は存在しません。昨日、中尾町長が、営業外収益ではなくて、売上げに指定管理料が含まれているのは妥当なことであると、売上げに必要な維持管理費であるからという説明をしました。一般企業においては、売上げに必要な維持管理費のことを、ちなみにコスト、経費と言います。販売費一般管理費です。これが指定管理料で賄われると、町長自らが自分の言明、言葉の中で言われた、と私は捉えました。

そして、味元議員が主な質問者でしたけど、そういう民間企業はいないと、民間はそうではないという質問に対して、中尾町長がかねてから言ってきたことが、経営基礎体力が養成されてきたという判断をもって、指定管理料や指定管理の在り方を再考すると言ってきたのは中尾町長自身です。

それにもかかわらず、振興局長は今ごろ、連結決算の意味をインターネットで検索し、ご本人がおっしゃった、また、当の質問に立った議員は、失礼ながらドラマとの連結決算と道の駅の単独決算の両決算書類に目を通した上での質問というふうには見受けられませんでした。

それもそのはずです。執行部はこの重要な議案の議案説明資料として、公募型プロポーザル応募要項中に明記されている財務書類を議会に提出しておりません。ですから、それに基づいた質問ができないのは、橋本章央議員の落ち度ではないと思います。では、なぜ私がそれを持っているか。開示請求したからです、応募要項にいち早く目を通して。応募要項に目を通し、自らの意思で開示請求したからです。情報公開制度の極意はここにあります。何を開示するか、開示しないかの判断を執行部に委ねてはいけないということです。都合の悪いものは提供しない。これは人間のさがではありませんか。

私は、かつて議員個人に調査権があるのかと問責を受け、辞職勧告まで受けましたが、このような個人的調査が、果たして事務事業を精査し正すという議会本来の責務を果たす上で一体どのような実害があるのか。また、言われたように、議会に法的に付与された議会の調査権本体にどのような侵害をもたらすのか。それこそ、それにとどまらない具体的

な事例の記述言明を私としては、この機会に、執行部に対しても、目前にいらっしゃる議員の皆に対しても、説明を今後ともその言説を求めていく所存であることははっきりさせていたきたいと思います。以上は余談です。

本題に戻ります。決算を見ずに経営実態を把握できるかです。できません。その意味で、指定管理料の適正な算定や交付決定にもこの知見が欠かせないと考えます。その意味で、執行側にまず経営基礎体力を査定するだけの知見が養成されているかを問うべきであると思います。その意味で、私はこの議案は安易に通過させることはできません。四万十ドラマの否定とは捉えておりません。公募型プロポーザル方式における参加者の人数制限と非公開の原則の適用の在り方にかかわる疑義です。非公開理由が応募企業の知的所有権の保護にあることは理解できます。そう、森副町長が説明しました。

しかしながら、四万十ドラマのプロポーザル時に、おかみさん市の方々が協力企業体として出席を許可されたというのはやはり釈然としません。電算業務におけるプロポーザルの参加者は原則として、採択が禁止された上で、ソフトウェア開発業務の特色であるパッケージの共同開発者やネットワークの専門業者等、プレゼンテーション上必要とされる専門的知見からの説明をするためのプレゼンへの参加です。

また、森副町長は昨日答弁されたような、庁舎の建設時、公共事業の建設時の共同企業体あるいはコンサル、実施設計を行うコンサルのプレゼンへの参加も同じくこの理由です。

おかみさん市の出席はこれとは全く異なると思います。なぜならば、おかみさん市には、十和時代から官主導で野菜の栽培技術と事務局の業務のために十和村が専任の嘱託職員を雇用してきた経緯があり、また現時点でも地域おこし協力隊がおかみさん市の事務に従事しています。株式会社おかみさん市は十和おかみさん市のバイキングを始め、四万十ドラマの企画集客力にこそ、その収益源を依存していることは誰の目にも明らかです。そして、自身の協力企業体、企業体としての独自の経営判断を持っているようには、この実態からして、見受けられない。

なおかつ、官主導で育成され、公の施設の管理を受託する企業、この場合四万十ドラマのことで、によって相互依存的に官民共同でプロデュースされてきた企業、この場合おかみさん市のことで、が独自の経営ノウハウを持つ協力企業体とは、実態上とても言えないことは、この機会に道の駅を地場産業の振興拠点として捉え、それで多額の公金を連綿と投下してきた行政の判断の累積が生み出した事象として、明確に認識する必要がある

と私自身は強く思います。

そこで、私には、現時点でこれらの実態、現状を踏まえての提案があります。建設的な意見でありたいので、長くなりますが、この提案を聞いていただきたいと思います。

昨年9月に、あぐり窪川の従業員へのアンケートが実施されたそうです。従業員満足度が接客サービスに反映されるとの代表取締役である森副町長のたつての考えから、人材育成センター副町長、あぐりの経営陣が協議を重ねた結果、アンケート設問の原型を作成し、人材育成センターが設問を作成し、あぐりの了承を得て、あぐりが従業員に対してアンケートを実施したと聞きます。

○議長（酒井祥成君） 16番に申し上げますが、反対討論ですので、道の駅のくぼかわの道の駅の関係のことは必要ありませんので。

○16番（西原真衣君） 必要ない。同じ道の駅ですけど。

○議長（酒井祥成君） 必要ないです。道の駅でも関係ありません。

○16番（西原真衣君） それでは、十和道の駅のことに話を戻します。

従業員満足度、これは接客の向上につながります。そして、生産者の満足度、これも収益の向上を目指す上で避けてはならないことです。栗生産プロジェクト、これの会員の方、生産者の方です。そして、今の四万十ドラマの従業員の方、今回、否決ですから、これ非常に難しい問題、生じてくるかと思えますけど、自分の意思として。やはり従業員にアンケートをとるということを提案したいと思えます。

実際、あぐりのことを言っただけでいけなないと議事整理がなされましたが、若者が地元に残れる、地場産業が育成する、雇用を創出する、結婚し、出産できるというふうにつながらなくては意味がないと思えます。当事者とは、雇用されている人であり、そして生産者ではないですか。生産者、これらの方々の実感を聴取したことがないと思えます。それを行政はやるべきではないでしょうか。私はそう思います。

それでは、そのあぐり窪川の部分を飛ばして、続けます。

栗の産地化による地場産業の再生と1次産業の6次化による収益の向上は今、この国の農業政策の柱となっています。四万十ドラマが中心となって生産者を組織して協議会を発足させ、事業計画を策定し、申請によって農林水産省の補助事業を導入して、栗再生プロジェクトという事業がスタートした経緯があります。

また、四万十ドラマは農林中央金庫が20億円を出資して設立した農林業未来基金からも、3年間で1億円の助成決定を受けております。これは振興局長から聞きました、間違

いのないことであります。

それがいけないと言っているわけではありません。正当な手続を踏んで得ております。得ております。ただ、ただ原資はやはり公金であるということなんです。であるからこそ、であるからこそ、その産地化、6次化産業化へのプロセスが地元生産者にとって透明、公平なものであることを確認する責務が、交付決定者、農林水産省であろうと四万十町であろうと高知県であろうとです、それを確認する責務が行政にあります。

あぐり窪川と同様、意思決定過程に透明性と公平性がなければ、参加意識を持たず、生産意欲もわかず、結果、収益の向上にもつながりません。多額の補助金の交付決定をしたのは行政です。その過程と結論の結果の検証もまた行政の責務です。補助金の交付決定をしたのは行政です。補助金とは公金です。産業振興、生産者所得の向上、雇用の創出を目指すのであれば、当事者の意識調査は欠かせません。

私は、この議案自体には両方、賛否しかありませんので、現時点では反対しますが、これは執行部提案を現時点で保留にしたいから、執行停止にしたいからです。その意図に基づいています。

この議案には、この国の農林業政策の問題点が凝縮されています。補助金依存と結果としての業者による収益の占有です。私物化とは言いません。結果としての占有です。私物化に近いものを結果をしてもたらず政策、中央省庁による政策誘導が背後にあります。これも抜きにはできません。政策誘導は立法に基づく綱領の設定と情報の提供によって行われます。情報依存するということは、判断を依存するということです。これは総務大臣、総務官僚、鳥取県知事を歴任した片山善博氏の言葉です。

四万十町議会においても、この町の官僚が、答弁者のことを指しています、この町の官僚、上級官庁から提供された書類を得々と読み上げることを答弁とみなしている現象が多々見受けられます。質問の意図に答えていないということです。答弁とは、本来、自己の問題意識に基づいて情報を選択し、構築し、それを表現するものはずです。そのためには、まずは質問の意図への正確な解釈が欠かせません。その意味では、質問通告制度はこの能力の養成には寄与していない一面があると言えると思います。

長くなりましたが、私の反対の意図を理解するために、これだけの内容が自分としては必要でした。議員各位の得心ある、得心ある、ご自身が納得された議決を期待します。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 私は、賛成討論でございますけれども、きちんとした討論準備をしておりませんでした。けれども、今、先ほどの16番議員の討論を聞いておりました、頭の中が混乱していたところを整理しながら、賛成討論をしてみたいと思います。

正しく今、16番議員が説明してくださった、この四万十ドラマの営業、営業努力、経営努力、ああこれはすばらしい努力をされてきたんだということが、今の反対討論を聞きながら、そういった点を感じました。特に前半の説明の中で、決算書をもとにしたこのドラマの経営の工夫、営業の工夫、こういった点がよく分かりました。いかに営業に力を入れて、時間を掛けて、売り先づくり、売上づくり、出口づくり、こういったところに努力をしてきたんだと、そういった点を非常に感じました。

ただ、気になった点といいますのは、だんだんに出ていたように、地元とのコミュニケーション不足というところはやはりあったのかなと、そういった意味からも、そうした点を、この指定の提案がされている四万十ドラマには、謙虚に耳を傾けていただきながら、そういった点に心配り、配慮ある経営努力をしていただきながら、これからも営業していただけたらと思います。

そういった意味で、先ほどの討論を聞きながら、自分の頭の中が本当に混乱をしておりましたけれども、改めてこうした経営努力、営業努力という視点から考えても、今回の選定に対して賛成の立場をとるという腹がストンと決まりましたので、そういった意味での討論とさせていただきます。冷静な賛同者がおられましたら、冷静な判断をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の討論があれば、これを許可します。

1 番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） それでは、私は反対の立場で討論をいたします。

議案第78号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について、本案に反対の立場で討論をいたします。

私は、次の三点について、自分の判断、考え方を述べさせていただきます。

一番目に、公正で公平な審査が行われていないと考えます。その理由として、非公開のプレゼン会場に第三者が入室していた。このことは真剣勝負のプレゼンにおいて厳正な審査が行われるときに、公正で公平とは言えないと、このように判断をいたします。

二点目に、公金、指定管理料の扱い方です。私の勉強不足のせいだと思いますが、私は

決して不正があると言っているのではないのです。公金の流れが、町民に分かりやすい会計処理にしておくべきと考えます。答弁の中にある、見せ方の問題であるという説明について、見せ方を細工する必要性を感じません。

三点目に、公の施設の効用について、地域住民の声を聞いていないことです。このことを判断するに当たって、地域住民に私は聞き取り調査をもとに、地域住民の声として、私物化しているのではないかと、そういう声があると発表いたしました。副町長の答弁は、私は聞いたことがない、一蹴されましたが、私は聞き取り調査の中で、自分から出向いて、ドラマ代表とも1時間以上話を聞いた。その中でもそのように言われていると残念がっていたということは事実であります。

私は聞いたことがない、そういうふうに一蹴されたことについては、だから、私は聞き取り調査をして地域住民の声として、悪い面だけではなく、評価の高い部分も発表したつもりです。これが、地域の声なんです。答弁について、町民の声を町政に届ける。そういう議員としての役割をも否定する大きな問題だと考えます。このような扱いは、今後の町行政運営に大きな影を落とす結果になると考えます。一般質問を通じて感じたことは、指摘をされて、全て後付けの答弁ばかりではなかったかと私は考えております。

以上を申し述べ、私の反対の討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。終わります。

○議長（酒井祥成君） 次に、賛成者の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第78号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立少数です。反対者、1番橋本章央君、2番林健三君、8番水間淳一君、10番味元和義君、11番下元昇君、12番堀本伸一君、13番榎野章君、16番西原眞衣君、17番橋本保君、以上でございます。したがって、議案第78号は否決されました。

ただいまから暫時休憩します。午後は1時から開会したいと思います。

午前11時55分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第9、議案第79号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 私は、指定管理者を認定した審査委員会の構成と審査の基準に疑義があり、公平さが担保されていないと疑問がわいてきたために質疑を行います。

議案第79号は、四万十町旧都築邸はこれまで四万十町の観光協会が指定管理してきたのですが、審査の結果、LIFEという準備委員会というNPOを選定いたしております。私は、審査委員会の構成と審査の方法についての疑問について、何点か質問をしたいと思います。

まず最初に、予定でした、審査員の構成については、先ほどの質問で分かりました。副町長と課長9名というふうに判断してよろしいでしょうか。

それと、私の、先ほど言ったように、この旧都築邸というのは、言いましたら、道の駅とまた違って、四万十町の情報を発信する役割も担っておると思います。芸術的な、そういう部分を評価するような能力も必要だというふうに判断しておりまして、地元の方とかいろんな企画に賛同して、どんどんどんどん作品を提供してくるゆう人たちなんかも入れた、そういう資格審査委員会みたいなものをつくらないかんというふうに思っておりますので、そういう点での町民から見て透明性、公平性が保てられる、またそういう能力のある人を選ばないかんじゃないかと思っております。その点を一点です。

それと、落選した、今まで経営してきたのは観光協会です。当選認定されたのは、町の職員を含むLIFE準備委員会というNPOでございます。これまで観光協会のもとでリーダー格のTさんと呼ばしていただきます、3名の女性が工夫しながら古民家カフェを運営し、結果、町外からのお客さんあるいはグループがリピーターとなって大勢来るようになっていきます。本町の一つの観光のスポットとなっております。

最近、宿毛市の大工で、濱中伸也さんの組子細工展が11月23日から12月10日まで開催さ

れました。また、途中、11月26日には、同じ場所で、地元の演奏家のジャズライブが行われております。御存じでしたでしょうか。これが問いです。組子細工展は目を見栄る作品でした。宿毛からも大勢見に来られたと言っております。

それから、次に四番目として、審査委員の方は普段から古民家カフェに行かれていますか。これが質問です。普段から一度も行っていない人は資格審査の資格はありません。古民家カフェは地味ですが、文化的建造物にふさわしい、風鈴市とか朝顔市、ひな祭り展、秋の和菓子展、地元の作家の創作押絵展など、たくさんの展示会を行って、ファンを得ています。こういう実績は審査の点数に反映しないものでしょうか。それが質問です。

今回の、指定管理者、指定審査書に書かれている事業計画書の申請理由、基本方針、運営方針、運営計画など9項目の内容を見ると、観光協会のほうがこの建物にふさわしい表現で計画を提案しております。私は、全部比較しました。皆さんはちゃんと比較していただいたでしょうか。

この旧都築邸は、10年前に取壊しを目撃しましたI課長、これは市川課長ですが、ストップをかけ、高知市の持ち主に直談判し、歴史的建造物で文化的価値の高いもので、将来四万十町の観光の核になるものであると訴え、四万十町に無償で譲ってもらった経緯があります。そして、約8,000万円の金をかけて現在のような形で修復したものでございます。

そのときの旧都築邸保存検討委員会のメンバーは14人で、ここに載っております。7人が役場の管理者、あとの7人が町民からの選出です。ちなみに下元昇議員は当時商工会の会長でしたので、メンバーの1人に入っております。審査委員会がこのような構成なら、町民も納得しうると思います。いかがでしょうか。ここに旧半平旅館保存計画、それから旧都築邸活用計画検討委員会の資料があります。今、9名の審査委員はこれを見たことがあるでしょうか。恐らく見てないと思います。

以上六点、一回目の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 6項目あるということでありまして、私のほうからは全てお答えできないところがあります。というか、答弁を分けらしていただきたいと思いますが、まず一点目の審査委員の構成であります。議員ご指摘のように私が審査委員長をやらさせていただきます、両地域振興局長、総務課長、企画課長、にぎわい創出課長、農林水産課長、健康福祉課長、生涯学習課長の9名ということであります。

それから、ちょっと飛びまして、四点目であります、普段から半平旅館のイベント等には行っているかということでもありますので、全て9人答えるわけにもいきませんので、全員協議会でも申し上げましたが、役場に非常に近い施設でありましたので、お昼休みにあるいは会議等で何回か利用をさせていただきました。

それから、五点目の実績を反映しているかというご指摘であります。私も、観光協会の今回の資料の中に実績という資料をいただいております。当初は728人から、翌年には2,000人、それから昨年度は9,800人ということで、非常に観光協会も実績を積み上げてきたということは評価をしておりますが、ただ、私が行政の立場から見ると、その職員3名の職員の非常に大きな力、熱心さがあったというふうに理解もしているところです。そういった部分では、企画運営の段階から観光協会本体としっかり連携をしてそういった企画ができているのか、そういったところは疑問を持ったところでもあります。

そういった部分に対しまして、今回のLIFE準備委員会、全ての項目におきまして非常に具体性が書き込まれていたというふうに理解をしております。集客に当たっては、手仕事市といった非常に多くのメンバーを抱えた方がいらっしゃるし、現に半平旅館と岩本寺と連携をした取組によって、先ほど1万人近い集客というふうに申し上げましたが、そういったところに非常に貢献をしていただいたというふうに評価もさせていただいたところです。それから、全員協議会で植村にぎわい創出課長のほうからもご答弁申し上げましたけども、街分や企業との連携、そういったところで非常にこれからの集客に向けての具体性があったというところを評価をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 施設を所管します、にぎわい創出課のほうから、残りの質問についてお答えさせていただきます。

まず、副町長のほうからも話がありましたが、現在の雇用されておる3名の女性の頑張りというのは、私のほうも日ごろから出入りをして十分に理解をしているところです。イベントの企画力やそれによる集客というところでは本当に頑張らせていただいて、年々この利用者を伸ばしてきたという実績は十分に理解をしているところでございます。

次に、最後にご質問いただきました旧都築邸の保存活用検討委員会の件につきまして、私のほうももちろん十分承知をしております、この委員会の中で保存計画について十分の詳細は話しておりませんが、今後の活用、維持管理についてこういう報告があった

ということで、そういうところは少しお話をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 少し私のほうから、分かっている範囲でお答えさせていただきます。

議員のありました、観光協会の実績というところがどういうふうに評価されているかという点もご質問があったと思いますが、議案の資料のほう75ページにもありますように、五点の項目で審査をしております。その中で、やっぱり最終の、公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること、ということでは、A団体、B団体が同点になっておるところでございますが、これらは観光協会のこれまでの実績、そういうものも評価されてこの点数になっておると私のほうでは理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 二回目ですけれども、先日行われていた宿毛市の大工の組子細工展、これは行かれたでしょうか。それぞれの審査委員は、それをお聞かせください。

それから、私の言いたいのは、若者グループは、私もよく存じ上げております。自分の息子、それから嫁も入っております、息子の嫁も入っております、私の事務所を時々、金がないもので、会場を貸してやと言うて、月に一遍ばあのペースで貸します。ですから、よく知っております。応援もしたいがです。けれども、今の古民家カフェのあの3名の頑張りを見たら、それは評価せないかんという立場でございます。

それで、この申請に当たっていろいろと準備をされて、こういう項目で書面を出してくださいと言うて、申請理由、それから基本方針、運営計画、その他幾つかありますけれども、どの文書を見ても、あの古民家カフェの歴史的建造物にふさわしいものを生かして、今までのそういう和、日本的なイベントをやっていきたいというので、言葉でたくさんあふれています。

一方、NPOのほうは、文化の文という字、一字もありません。それから、そのにおいもありません。確かにイベントはたくさんやるということでしょう。それから、経営的にも力を持っていると思います。根性もあると思います。それはそれで評価してますけれど

も、まちが発展するときにはコツコツコツコツしたこういう文化的な活動の積み上げが極めて大事です、後の自由討論で言いますけれども。そういう視点が審査委員には必要だと思っております。

以上で、審査委員はどこを基準に審査をしたのかという問いが最大の二回目の質問の要点でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） まず、一点目の組子細工展、こちらは、私は足をよう運んでおりません。

後段で、どこに審査の重点を置いたのかというご質問がありましたので、その分について私のほうでお答えします。

先ほどと重複もするかと思いますが、例えば確かに文化的な部分の記述は少ない、ないように思いますが、道の駅と同様に今回、総合評価ということにしておりまして、それぞれ植村課長のほうからもお答えしましたように、5項目、サービスの向上でありますとか、利用者の平等の確保、こういったところについては、先ほど申し上げましたが、LIFE準備委員会については、非常に集客力があるという評価をしたところであります。

二点目の、公の施設の効用というところになりますが、地域との連携という視点になってまいります。ここについては、先ほどご答弁申し上げましたように、商店街、企業、岩本寺等との連携がしっかりと記述をされている。

それから、三点目が維持管理計画という項目になるわけですが、こういったところにつきましては、しっかりと防犯、それこそ歴史的建造物でありますので、いかに防犯体制、それから施設の清掃、そういったことをどう取り組んでいくかというところが重要になってまいりますので、LIFE準備委員会のほうは防災マニュアルとか具体的な手法が書き込まれておりまして、こういった分で若干ではあります、観光協会を上回っているところがあります。

それから、当然、その他の事項ということで、ここで10点の配点があるわけですが、その中においても職員研修をしっかりとやっていく。その視点というのは個人情報保護をどう担保していくかということになるんですが、非常に多くの利用者がおりますので、利用者名簿なんかの提出も求めてまいります。そうした際には、施錠による利用者名簿の管理といったこともはっきりと書かれておりましたので、そういった部分を評価して、今回お手

元に配付をした点数ということになったところであります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 三回目の質問ですけれども、これは結論に近いですけれども、審査をもう一度やり直してほしいなど。審査委員会を解散して、新たな構成で審査を厳正にしていきたい。それが三点目の要望です。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 採決の結果をもって町長と判断をさせていただきたいと思いません。

○7番（岩井優之介君） 以上で終わります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 確認したいことがあります。今、現場で古民家カフェで実際の企画運営に当たっている3人の女性、この方々の企画運営力は植村課長も認められていると。この方々の集客、気になるのは、この方々を採用し、選んで採用したのは観光協会じゃないんですか。ということは、観光協会にそういう、人を見る目があるということになるんじゃないんでしょうか。そこは観光協会の実績と捉えても構わないと思うんですけど、そこをまず。町がじかに採用した方々ですか。それとも観光協会が、観光協会、これ委託事業でしたので、今までは、古民家の運営は。観光協会が面接採用した方々であれば、観光協会に人を見る目があるということになりはしないでしょうか。そここのところを一つ確認したいんですけど。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃられますように、今現在3名の職員につきましては、観光協会が採用した職員でございます。今後の状況につきましては、これからということになりますが、最初のほうは観光協会のほうで採用されているということです。

○議長（酒井祥成君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） では、その今いらっしゃる今までやってこられた3人の女性の熱意、それから意欲、それから企画力、これは観光協会の採用によるものであるということなので、これは観光協会の得点になるんじゃないかと思えます。

それで、やはり岩井議員が言われたように、やっぱり文化というものが、あれ、文化施設なので、古民家は、やっぱりそういうことに通じた方が現場にいることが一番大事なことであると思います。

そういう面でこのLIFE準備委員会の名簿を見たときに、若干の懸念は私のほうにもありました。手づくり市は熱心にやっています。でもやっぱり文化施設の運営とはまたちょっと別のジャンルであるので、それと、個人情報保護の規定とか防災マニュアルが非常にしっかりしていた。それははっきり申し上げて、このNPOに名を連ねている、この方は役所を離れるらしいですけど、聞くところによりますと、問題ないと思いますけど。やはりその方の公務員としての経歴の成果は否めないのではないですか。個人情報保護規定に通じている、防災マニュアルに通じている、それはあると思います。それはむしろ減点してもよろしかったような要件ではないか。つまり下駄をはかすということですね。公務員の方は当然そういうことに業務上通じていらっしゃるので、私はそのことは思いました。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私のほうから、一点目と二点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、一点目の、3名の職員の雇用につきまして、その雇用した観光協会にやはり職員を見抜く力があつたということで、お話しをいただいたところですが、プレゼンテーションの中では、その3名も、職員、来年度からは見直しをするというようなこともございました。

そして、二番目の古民家としての取組がA社のほうに十分な経験、それがあるかというご質問でございましたが、この事業申請書の中にもありますように、この団体は、平成28年度の段階で、手仕事市グループを含めまして2,000名の集客をこの半平にしております。これは過去数年にわたってこういう実績があるわけで、その間、やっぱりこの古民家としての利用の仕方、そしてまたその適正な保存、そういうところも学んできたという実績はあるのではないかというふうに自分のほうでは考えておるところです。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私のほうは四点ほど質問をさせていただきますけども、岩井議員の質疑の内容と重複するところも若干ありますけれども、私は私なりのこういったことをも

っと聞きたいなということで、詳しく質問させていただきますので。四点あります。明確な答えを受けたいと思いますので、担当課長及び審査会長には十分メモしていただいて、順番にお答えを願います。

まず、具体的に第一点目としてここでお伺いしたいのは、開会初日、本会議が終わった後、全員協議会を行いました。そこで私、質疑して、担当課長から答弁いただきました。内容として、これまで8年間観光協会が管理運営したことに、来訪者あるいは展示物提供者や地元関係者から非常に評価が高いとの声が聞こえてくることは執行部も聞いていると答弁がありました。

この実績評価は議案説明資料、この75ページにある審査集計表に入っていると、加味されているとの答弁がその時点でありました。そして、そのときに私がはっきりメモしてなかったのが、質問として書いているのが、この6項目の中のどの項目に評価点が入っているか、あるいは加点されているかということが、先ほどの岩井議員の質疑で、4項目め、公の施設の管理を安定して行う人員うんぬん、ここがいわゆるA団体とこれまでの観光協会、同点なんですよ、111対111。

加味されているといっても、これが唯一LIFEと観光協会の同一点であります。あとはいずれもLIFEの提案が評価が高いということをもっと申し上げておきますけれども、四番、この111点の同点のあれにどの程度、実際、審査内容、これもう点数聞きませんと納得いきませんので、どの程度この111点の中に今までの8年間の実績が加味されたのか、これをお示し願います。

次、二点目です。この審査集計について、私、実は、せんだってどうしてもこれ、自分1人だけでは十分な質疑できないということで、岩井議員と一緒に、また全く関係のない町民の方にも入っていただいて、このプロポーザルの内容について、いただきました事業計画書に書かれている内容を、それぞれの項目について時間を掛けてチェックし、これから申し上げますけども、3項目めですよ。これは、事業計画書、別記様式2号というところ。一番初めが法人等の概要。二番目が参考の業務実績。三番目が指定管理者申請理由。

ここからです。この三番目の3項目めの、指定管理者申請理由から10項目めまでの、それで順次項目について優劣、あなたはどう思いますかということをお互いの、この計画書の文言にある内容を比較検討して、私はこう思います、あなたはどうですかというのを順次言っていました。その中で衛生管理など、似ている内容についてはこれはもうど

ちらも一緒だねということでこれは優越はつけ難いということです。

それで、そのほかの項目が、観光協会のプロポーザルの内容が、この施設の管理運営に関しては優れているねというのが一致した意見であり、あえていわゆる合計点数をつけるとすれば、私どもには細かいプロポーザルの場でのやり取りは分かりませんが、この提案内容、全体的に見れば観光協会の提案が、先ほど岩井議員も言われました、西原議員も言われましたように、半平という伝統的建造物の保存や地域文化の振興などの目的を果たすための施設の利用には合っているね。合計点数もこれ、反対じゃないかなというのが全員の意見であります。

次に、先ほど、この審査委員の内容、岩井議員がおっしゃったように9人中全て役場の副町長を始めとして、あと8人の課長で審査されたということで、ここは詳しくは聞きませんが、私は一点だけ、先ほどチラッと、岩井議員が聞いたんですけれども、先ほど10月に行われた宿毛市の組子の、足を運んだことがあるかとか、そういったことは副町長は何回かは、会議か何かで行ったことはあると、答弁がありましたけれども、私はここで伺いたいのは、半平にあまり行ったことないと、現実的に、多分行ってない方も、その9人のうちに1人、2人はいるんじゃないかなというふうにも私は思いますけど、それはそれとして、こういった、半平には行ったことはない、現場の状況のことは分かっているなくてもこの提案内容の比較検討は十分にできるというお考えなのか。この点について伺いをします。

次に、具体的な内容、私どもがこの事業計画書に書かれている中で申し上げます。

指定管理者申請理由や4項目めの維持管理の基本方針、5項目めの運営計画や運営計画の中の施設の利用促進、サービスの向上につながる方策の具体的な記載内容や、地域や関係機関との連携をどのように実現していくのかとの設問では、観光協会は、半平という江戸期からの建築技術を継承した明治時代後期の建築様式を伝える建造物であり、日本らしい和風の文化が漂う施設の利用方法が提案には記載されております。季節季節に合わせた四季折々のイベントを今後も行っていくというふうに計画書に書かれております。

一方、LIFEのプロポーザルの内容は、今申し上げました、指定管理者申請理由では、これまでのイベントでの集客数の実績や、4項目めの基本方針での得意分野、あるいは関係機関との連携でも、これまで以上にイベントでの取組でサービスの向上に努めると書いてあり、これでは半平はイベントをするための商用施設と捉えているのではないかという意見も出ました。私もこの点では同感であります。先ほど言いましたように、これまでも観

光協会は、伝統的建造物の古民家にふさわしいイベントを四季折々に定期的にやっております。先ほど岩井議員が具体的な事例を挙げてお聞きしたとおりであります。

一方、LIFEの提案の内容は、これまで以上にイベントを増やすことでこれまで以上の集客を図る内容ですねという、全員がこういうふうに感じました。

私は、イベントを頭から否定する考えは毛頭ありません。むしろ私自身、イベントを開催したり参加するのが好きで、時間があればいろんなイベントに参加してきました。

また、岩井議員もおっしゃったように、LIFEを立ち上げた若い関係者の皆様もこういったことに取り組みたいという前向きな姿勢や、これまでの手仕事市などの取組は非常にすばらしいものがありますし、四万十町を町内外にPRしてきた実績を私は評価はいたしております。

しかし、私自身は、半平という建造物は、平成20年当初から文化財としての修復、保存をすべきと、議会でも言ってきた経緯があり、旧都築邸条例第1条の設置では、伝統的建造物の保存及び地域文化の振興及び地域住民の交流活動等に寄与するために旧都築邸を設置するとあります。

また、第6条の管理の基準等でも、適切に施設の管理を行わなければならないと明記されており、指定管理者をまず基本的に優先すべきは、イベントを次から次に行うことではなく、まず施設を適正に管理することです。

この観光協会とLIFEの考えの違いをどう審査委員は評価したのか。先ほど重複するものもありますけれども、指定管理者審査シートの一番上、ここですね、これが審査シートです。これの一番上の指定管理申請理由の審査委員の視点として、具体的に、施設の設置目的や町の基本的方針と申請団体の基本的理念や方針の適合性はどうかと三点書かれてありますが、審査結果は、LIFEが177点で、観光協会は163点で、最大で14点差があります。どうしてこの差がついたのか、私には理解ができません。

二点目として、今申し上げました審査委員の件、それと申請理由の審査結果の差を詳しくそれぞれ説明を願います。

これも非常に重要な質疑になりますけど、三点目をお伺いします。

LIFEの提案内容で、衛生管理体制では、キッチンには部外者の進入をNG、つまり半平の職員以外は入れないと記載されておりますが、10項目めのその他の提案内容では、毎月1回程度、半平を1日の貸切りを行い、調理施設を利用させていただいて一日カフェ的なものを行い、収益を上げる提案内容であります。お目通し、今していると思いますけど、書い

てありますよね。

このことについての、提案者からの説明はどうだったのか。審査委員会での委員の皆さんの意見、質疑はどうだったのか。提案の整合性に少し食い違いがあるのではないかと私は思いますので、この点についての説明を願いたいと思います。

もう一点、そのほかの提案を見ても、LIFEの提案では、半平は県内でもまれな重要な文化財であり、旧都築邸条例の設置目的の一つで第1条に明記されている伝統的建造物の保存はどこに行った、提案から、というのが全員に一致した意見であり、先ほど岩井議員が言われた文化の文も記載されていないという点でございます。

この点についての明確な説明をいま一度お願いをすると同時に、LIFE側の出席した構成メンバーはどういった方がいたのか。先ほどでは、もう既に役場の職員が説明に回ったということを発言されておりますけども、もう一度確認をいたしたいと思います。

最後、四点目として、これも岩井議員の観点と全く一緒です。最後にお伺いしたいのは、指定管理者を決定するに当たり、この半平から、先ほど私以外も皆さんが言っているように、県内でもまれな江戸期からの建築技術を継承した明治時代初期の建築様式を伝える文化的建造物であり、文化財として価値があることを執行部も議会も認め、8,000万円以上の税金を使い修復保存をしていこうということで、平成20年から始まった半平の保存活用についての考え方を、指定管理の観点から何を一番重要なポイントと考えているのか。私が今申し上げました、半平はこういったことで修復保存をしていきますよという、この観点から見て、審査会は何を一番重要なポイントと考えたのか。この点をお伺いをしたいと思います。

ちょっと長くなりましたので、もう一回取りまとめて言います。

一点目、8年間の観光協会の評価点、このどの項目、75ページ、これは四番目の111点と111点のここに加味されていると答弁ありましたけど、もう一度どういったふうに加味されたのか、お伺いします。

二点目、審査委員9人は全て役場の副町長以下課長です。現場の状況を十分把握して審査をしたのかという点と、申請理由の審査結果の点数の差について、私はまだ疑義がありますので、お伺いしました。

三点目、LIFEの衛生管理面の提案内容との整合性とLIFEの出席者の方々の確認。

四点目は、何を一番重視して指定管理をするに至ったか。

この四点について、ゆっくりで構いませんので明確な答弁を求めます。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、まず私のほうからお答えをしまいたいと思いますが、4項目めの観光協会の実績の部分、どこに反映をされているのかというご視点での質問でありました。

ここについては、今回の評価基準の中で、6割を満たすことという項目があるわけですが、私は審査委員長としまして観光協会の過去の実績については、及第点ということで6点から7点の点数を付けさせていただきました。なぜそういった点数に私自身がしたのかということになりますけど、そこは自分としては、あれだけの立派な施設、もっともっとやり方によっては活用できるのではないかとということで、観光協会については先ほど言いましたように及第点という点数を付けさせていただきましたし、片一方のLIFE準備委員会につきましては、若い職員、関係者が非常に、11名おられますので、そういった方々が知恵を出し合い、実績は今はありませんけども、手仕事市の部分ではありますけども、それ以外の部分ではありませんけども、そういった若い人たちの行動力、そういったところも組織としての行動力を評価させていただきました。

あと、項目ごとの差ではありますが、重複するかも分かりませんが、平等な利用の促進、サービスの向上といった部分につきましては、当然、四万十町の観光拠点となってまいりますので、それは観光協会のこれまでの実績のところは評価もさせていただきましたし、LIFE準備委員会につきましては、何よりもお隣の岩本寺との連携による集客、1万人のうちの2,000人がLIFE準備委員会が集客をしたといったこともありましたし、そういった部分をこれからもやっていきたいという記述がありましたので、そこでの差であるというふうに認識をしております。

それから、公の施設の最大の効用ということになりますが、やはりここは利用促進の目標設定ということになってきます。いつも言っていますが、地域との連携、地元との連携というところで、商店街、会社等の連携、そういったところで、こちらのほうに、LIFE準備委員会の提案のほうに、より具体性があったということで評価をさせていただきました。

あと、飛んではまいりますけども、LIFE準備委員会の出席者であります、職員、当日、代表がどうしても体調が不良であるということで、実際に役場の職員が説明をいたしましたけども、当然年休もとっておりますし、準備委員会の一員でありますので、審査委員長としまして、代わりに説明をするというところは認めてきたところあります。

それから、最後に、何を重視してきたのかということですが、道の駅同様に、今回の半平旅館についても、総合的な評価を行うということで、ここに特化をしてということではなくて、全体的な評価の中で合計点を算出してきたということになります。

あと、補足、答弁がかなり漏れておると思いますので、植村課長のほうからご答弁を差し上げたいと思います。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私のほうから、一つ衛生面のほうでご質問があった点にお答えしたいと思います。

まず、LIFE準備委員会の衛生管理体制について、キッチンには外部部分の進入をNGとする。片や、4ページのその他というところでは、調理施設等を利用して一日カフェを行っていきたいというふうに考えておるといふところの矛盾点について、ご質問がありました。当然のことながら、この衛生管理体制につきましては、食品衛生管理者を配置して適正に行われるものです。実際にこういう新しい取組の中では、当然事前、事後、十分に消毒等の衛生面を配慮して行われるものというふうに考えております。

もう一点、審査委員の半平への出入りについてというふうなご質問がございましたが、当然、平成21年からこの施設が運用され始め、町の職員としては当然イベントでありますとか、それから時折会議で使っているとかいう形の中で出入りもしているところです。自分としましても、当然担当課課長としまして、十分に承知もしているところですので、この審査委員の中の9名は当然その施設の条例の設置以降、十分に内容のほうも分かっておるといふ形であるというふうに自分のほうは理解しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 副町長のほうからは、採点について、こういったところに実績があったから加点したということですが、ますますそういった8年間の実績を評価したのであれば、例えば四番の、先ほど言いました、公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模うんぬんのところが、ここで評価をしたということになれば、ここで、冒頭申し上げましたように、点数的には111対111、ここでイーブンなんですよね。

だから実際に私が思うのは、この点数が、本当に正当に評価されたのか。この点を改めてお伺いをしますけれども、先ほど答弁の中でも、代表の奥さんが当日、どうしても説明会、プロポーザルに来れないから、代表者のご主人が説明に来たと、その方が役場の職員

であったという答弁でありました。

これは、どういったことかなと言いますと、役場の職員全員が審査会の委員で、審査に、プロポーザルに提案理由の説明に来た人も役場の職員であったと。これを点数にどう評価し、表し、我々は受け止めるか。だから、さっき冒頭で聞いた、8年間の評価点はどこに行ったんですかと聞いても、同点なんですよね、点数的には。どこかで、そういう評価があれば、少しだけ、今までの観光協会のほうにもあってもいいかなと思いますけど、そういった点がありません。全てマイナスです。

だから、私がこの点を重視したのは、今風に言えば、役場の職員間の話合いの中で、話合いはしてないと思いますけども、いわゆる今風に言うと付度があったんじゃないか。それがこの審査結果に表れているんじゃないかというふうに、私は感じました、はっきり言って。私以外の岩井議員もそうでしたし、もう1人の方も、これはおかしいねということ、3人ともが、こういう結果で、いわゆる現場での、言ったようにプロポーザルの会場でのやり取りは私どもは分かりません。しかし、この計画書に書かれたことを順次、審査シートに基づいて聞いているわけですから、ほぼこの聞くのは、計画書についてこうです、うんですというように聞いていると思いますよね。

それを私どもは現場にはいないけれども、この事業計画書を3項目めから10項目めまで比較検討すると、我々の審査結果は逆転しているというふうに思います。これ以上もう審査結果をうんぬんしてももうひっくり返って、岩井議員がもう一回やってくれということ、はちょっと不可能かなと私も思いますので、この点は差し控えます。

それと、もう一度、課長のほうから答弁があった、この提案。もう一回、ちょっと分からない、衛生面。これ、両方とも、そういう調理の関係ですから、きちんとした資格をとって業務を行うということですが、通常の場合、調理場、1か所しかないんですよね。入って次の間の右下、ここが昔の土間のところが、今、調理場になっていますので、そこしか調理場はございません。

その調理場を普段は中の人員だけしか入れませんよと提案です、衛生管理面で。しかし、月に1回の貸切りのカフェのときにはその調理施設を使ってやるというふうに提案の理由の中に書いてあります。これを審査会でどう評価したのかという点をお伺いしました。この点について、もう一度、点数のことは、副課長、もういいです。担当課長に今、最後に申し上げました、この調理施設の件、どういった審査があったのか。例えば、私はこれ見て、あれ、これは言っていることとやることが違うなというのをすぐ分かりまし

た。だから、その点について、どんな、提案者とやり取りがあったのか。この点について答弁願います。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

この指定管理者における指定申請書の中の一番最後、その他の取組ということで、ここにつきましては、それぞれの事業者、提案者のほうが、その他、これからの取組の中でやっぱり特質的なところを挙げるということで、書いていただいたところがございます。

先ほど申しましたように、食品衛生管理者は当然のことながら従事して、その衛生管理においては責任を持って対処される。今回のこの取組の中でも、やはりこの施設を利用していくというところで、いろんな取組を考えていただいているというふうに、これだけではなくて、考えていただけるというふうに認識しておるところですが、当然のことながら、この食品衛生上の管理につきましては、このLIFE準備委員会が責任を持って行うことですので、この取組に対しても責任を持って対処していただけるというふうに理解しているところです。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 正当に評価をされたのかという非常に疑念的なご質問があったわけですが、我々はプレゼンテーションに臨むに当たって、道の駅の部分でも申し上げましたが、この資料、事前に提案もされております。役場のほうに提案をされております。それぞれの項目について各委員がしっかりと内容の精査をして判断をしております。

さらには、全員協議会ではお配りをしていない資料も実はありました。LIFE準備委員会のほうからはここに書き込められない取組、そういったものもありまして、そういったところも点数としてその内容を評価したということはあるかと思えます。そういった部分で差がついてきたということもあるかと思えますが、冒頭申し上げましたように、本当に観光協会の皆さん、平成22年以来しっかりと取り組んでいただいておりますけど、どうしてもやっぱり体制の問題についても課題があったと思えますし、そういった部分ではあまりにもこの職員3名の方の力量に頼っていたのではないかと。そういった判断もさせていただいたところでもあります。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今、副町長のほうが最後に言われたことは、指定管理者として、し

ている団体が観光協会と、そういうことで内部的な問題もあるんじゃないかというような話でありまして、私も承知はいたしております。

しかし、その内容とこの半平の問題は、私は、いわゆる点数でここに書かれている項目について審査して結果を出すわけでありますから、私はそういったことはあまり今回の両者を比較検討するには当たらないかなというふうに個人的には思います。副町長はそういう考えでいったということは承知しました。

課長にもう一回、最後。ここに、事業計画書の3ページ目、10その他、いいですか。ここで真ん中ほどに、毎月1回程度、先ほど申し上げました、1日の貸切りを行っていただき、貸し切りを行っていただき、この文言は、どういった団体かわかりません。主体はこのLIFEじゃなくて、どこかほかの団体に貸切りを行っていただき、その後、調理施設等を利用していただいて、今ある調理施設をその方々に利用していただいて、一日カフェ的なものを行っていきたいと考えておりますと、これが実際に書かれている内容ですよ。

だから、それを聞いているんです。だから、LIFEがあくまでこの提案内容では、管理するんじゃなくて、管理は当然平日はしますけれども、月に1回程度はいろんな方々に貸切りで何とかのイベントをしていただいて、その方々に調理施設を利用していただいて、というように書いてありますよね。私が問題視しているのはそこなんです。だから、ほかの調理関係では、平日は、さっきも言いました、部外者は立入禁止ですよと、しかし、貸切りのときにはこれを使っていいですかということですよ。

この計画書を、審議会でもう議論したのか。点数にどうなったのか。ここを聞きたいわけです。一番大事な視点です。だからその点についてもう一度明確な答弁を望みます。

○議長（酒井祥成君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

当初、衛生管理面という主体にしたご質問であったというふうに考えておりまして、そういうご答弁もしましたが、今回のこの提案につきましては、1日貸切りを行う。この団体についてはまだこれから考えていくことになるというふうに思いますが、調理施設を利用して、例えばカフェなどを、自分たちで沸かしてそれを飲むとかということになってくると思うんですが、いずれにしても、指定管理者が行う事業の中で一定限、管理者の自主性に任せて行う取組については法的に問題のないものは認めていきたいというふうに考えておりますし、その衛生的なところなど十分に注意して行っていただくというところでございます。

取組としてこういう新しい取組をしていくという提案があったということは私たちも審査員として受け止めたところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいまから暫時休憩します。14時10分まで休憩したいと思います。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第79号について自由討議を行います。

時間は30分を目安としておりますので、その時間の範囲内で行います。

自由討議はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 旧都築邸の古民家カフェに行って座るとなぜか落ちつきます。旧都築邸は、江戸時代から昭和へかけての和風建築の様式を伝えている大変価値ある歴史的建造物です。高知県に五つしかない重要な建物です。この周りの建物も一緒に管理していかなければなりません。その建物の良さを生かしたイベントを行っているのが、今管理運営している人たちだと思います。そして、イベントに作品を出している方も古民家カフェにお客さんとして見えられ、いい雰囲気をつくっています。

話は変わりますが、世界的に名高く、高知県の観光大使を務めている画家の中西繁さんのギャラリーが本町にできています。先日、高知新聞にも記事が掲載されていました。場所は元高橋バイオリン工房の左隣で、奥まった部屋を空き店舗活性化事業で1年間借りて、女性の方を常駐させています。先日も京都と広島から女性のファンがみえていました。旅館に2泊しています。

12月9日に、中西繁さんの子ども絵画教室が開かれ、9名の子どもたちが来てくれたと中西さんも喜んでいました。ここのギャラリーの作品は小さいものですが、高知市のかるぽ一とでの個展では、100号をはるかにしのぐ作品ばかりでした。彼は今、牧野富太郎先生の作品を、映画をつくる準備をしています。

また、話が変わりますが、かつてひなびた由布院温泉が別府をしのぐ観光地になったの

は、ここのおかみさんたちが東京の作家や画家を招待し、その人たちから由布院はいいところと口コミで伝わったことから始まったと言われています。これは確かJRの旅行センターで働いていたときに仕入れたこぼれ話です。

コツコツ戦略はばかにできません。そういう役割を果たしているのが古民家カフェです。今の路線を大事にしていきたい。

ついで、申しますが、町長、B&Gにできたボルダリングを本町にもつくっていただけませんか。町がにぎわいます。

以上、私の自由討論といたします。

○議長（酒井祥成君） ほかに自由討議はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 指定管理者の指定管理審査委員の選定について、いろんな方から問題提起がされていますけど、誘致ですよ、目標は、古民家カフェ、道の駅。それでその誘致、特にカフェというのは食べ物を出すところですよ。誘致するときに女性目線が欠かせないとはかねてから思います。でも、審査委員が全部一定年齢以上の男性で占められています。どういうものがうけるかという視点はやはり、なかなか持ち難いのではないのでしょうか。特に食べ物、カフェ、この誘致は女性目線が要であると思います。その視点で、やはり何か審査委員の構成には不十分なものを感じます。

例えば、これ、自由討論だから言えると思うんですけど、これは別に商工会がやっていること、商工会が今、やっぱり町からの委託ではなかったですか。ワイワイ広場をやっています。あのときにもやっぱり商工会の方が熱心にはやっておられますけど、野菜を置きたいけど、野菜はあぐり窪川の生産者組合にかけ合ったけど、やっぱりそれ出してもらえなかったというような話をじかに聞いたことがあります。

ここで、女性目線のお話をさせていただきます。

新鮮な100円の野菜は、毎日、みどり市にあるんです。あそこにイベント時にあっても集客にはつながらない。これは私が買い物をしている人間だから持てる視点なんです。その意味でやはりそういう分野、誘致、観光、集客、女性の審査委員が必要だと思います。女性が行くんです。そこにはかなりのずれがあるんじゃないのでしょうか。審査委員の構成の選定において。意識のずれがあると思います。それは集客力につながってくると思います。これは、この機会に私は是非言わせていただきたいです。

○議長（酒井祥成君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 私も一言、もう言うまいかと思ったけど、言いたくなりました。

やはり、この指定管理というのには、はっきり言うて、基本的な町執行部の考え方が必要やと、私、常々言っております。補助金とか公金を使うものについては、やはり最初3年間は補助金を出してやらすと。あと7年、8年ないし10年やったら、もうその人たちは代わってもらおうと、新たな希望者がおらなければ仕方ないけど、代わってもらおうと、それは町長の言う人材育成であり、企業育成であると、私は考えております。

それと、もう一つは、執行部からの出る手順、議会に対しての説明責任、裏工作ということとは言えませんのであれですが、もう少し優しい説明、何か一般質問を聞いても、質疑を聞いても、何か、それありきというような答弁が多いように、自分は思います。

そういうことを考えたときに、質疑をすればするほど溝が深まって、本来の町民に対して何が一番良いのか、どういう結論を出したら良いのかというところが非常に見えにくくなっていると、自分は考えます。

そこで、こういう問題においても、今回多くの方が審査過程がちょっとおかしいんじゃないかと、これ難しいのは、どっちを出しても文句を言う人は言います。どっちの問題に対しても言いますが、やはりその言われないためには、職員だけでやるのではなく、第三者を入れると、こういう手法、こういう公正公平な立場の。

それから副町長が真剣勝負と、これ皆、議員もそしてこれを提案する人、みんな真剣勝負ですよ。本当にこれで遊び半分の手を挙げたりすることは絶対しません。今回はそういうように一生懸命勉強し、一生懸命やろうと言った人が2組も出てきたと、本当に素晴らしいことと、町長の言う人材育成、そして四万十町のためということでありがたいことですが、残念ながら執行部のほうにこういう経験が少なかったということが、若干私は残念と、手順が少し悪かったんじゃないかと思っております。

今後は、議員も一人一人が勉強し、一人一人が意見を言う。そして町民の福祉のためにやるべきだと思いますので、なるべく皆が一人一人意見を出してもらいたいと、この場をかりて、同じ人が何回も何回も時間を掛けてやるのではなく、少ない時間でもいいけど自分の考えをこういう場で述べるべきだと思いますが、皆さんはどう考えますか。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私は、この議案第78号、またこの議案第79号の同じ指定管理の議案ですが、もうこの二つの議案、指定管理ということでは同じであります。施設の名称、目的、それはそれぞれに違いますが、指定管理の算定をするというプロポーザルでやると

いう部分では、これは共通したことであると思います。これに対して判断が片方はこういう判断、片方はこういうふうな視点から、そういうことであってはならないというふうに思います。

先ほど味元議員がおっしゃったように、公平公正な判断は当然、執行部のほうにもありますし、当然、議会のほうも、議会のほうはさらにその上に公正公平な判断をこの2議案に対してはするべきだというふうに思います。

この二つのことでここで議論をされておりますが、先ほども、第78号のところでも言いましたけども、問題点はやはりこの算定をした算定委員の構成の問題だというふうに思います。これに誰か外郭の第三者を入れておけばもう少し議会のほうの方々もそれに対しての疑義はかなり少なくなったのかなというようにも思いますし、今後、こういった議案が出てきた場合には、その辺をよく加味していただいて、プロポーザルやる部分にはそのところに慎重に取り組んで、執行部のほうには、取り組んでいただきたいなというように思います。

先ほども、最初からも言いましたけども、議会のほうが公正公平な判断をするもので、執行部はそれに、自分の職務を真っ当に遂行したという部分では、私は何ら問題はないのかなと。また、先ほど岩井議員がおっしゃいましたけども、この道の駅にしても、この都築邸にしても、目的はそれぞれの施設の目的を十分に分かった上でプロポーザルの申込みをそれぞれの企業、団体が申し込んでおるわけで、都築邸を、じゃLIFEがそれを純然の商業施設にするとかというようなことをプロポーザルのプレゼンテーションの中では言っていないと思いますよ。

それを、そこら辺はやっぱり当然、執行部の側も査定する側も、その辺は分かった上でこの点数を付けておると思うので、その辺全ていろんな部分の査定の内容とかそういった部分をあとはこちらの議会のほうが、私は公正公平な視点で判断するべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 私も一言、自由討議ということですので、自分の思いを少し述べてみたいかなというふうに思います。

この議案に対しては、非常に若い人が名のりを上げて、これまで委託業務をしてきた観光協会から若い人たちのLIFEですか、そういったところに移行するという結果です、執

行部の判断として。基本的に申し上げますと、私は、そういう意欲を持った若い人には是非やっていたきたいというのが私の基本的な考えです。

しかしながら、この内容を聞き、先ほどからの議員の質疑応答を聞いてみますと、観光協会の人たち、スタッフの人たちも落ち度はなく、非常に成果を上げてきたと、でLIFEに対しても非常にそういう認識を、こちらから期待をしているという、分かりやすく言えば、答弁であったかなというふうに思います。

そこで、私が少し引っ掛かっておりますのは、この指定管理制度の中で、公の施設を指定管理に出しておる件数は48件でしたね。その中で、さらに公募制にして、公募を募ったことで指定管理をしていきましょうという施設が町内で七つということでしたね、総務課長。ですから、私も六つぐらいまでは覚えておるわけですが、七つ全部暗記をしていませんが、そういった状況で来る中で、私の記憶では、この都築邸、その半平旅館が七つの中には入っていないというふうに思います。ですから、そういったことが今回、町民のニーズによってというふうに議案書に書かれております。ですから、今回、町民のニーズによって公募制にしたということのそのニーズの中身が私には分かりにくいということです。

それと、もう一つには、そういった若い人たちがそれに臨むに至っては、少し早い時期に、もうそういったLIFEの人たちのメンバーがさも公募制に基づいてやっていくんだというようなことが早々と町民間の中に聞こえてきたというようなことが、どういうことかなということです。ですから、そこは、執行部としてやはり公募制を募ってそれをやらせていくところの目的、そして体制、しっかりとした体制、そういうことのないように、いかなければ先ほどからの質疑の中の内容を聞いてみても、どうもそこらあたりが合点がいかない、おかしいと、忖度的な話まで出てきました。

ですから、そういったことで、せっかく若い者が頑張っても、そういう状況に判断をせられる仕組みが執行部のほうにできた、そういうことは非常に私は疑問があるというふうに捉えています。ですから、公募制にして指定管理にしたことの理由、七つの中に入っていないのを今回、そういうふうにしたということですから。私の解釈では、観光協会がこれまでやってきたところに、執行部としてはいささかの疑問点を持っているのではないかなというふうに思っています。ですから、そういったことの処理は行政として、執行部として、プロポーザルのテーブルに着くまでに、やっぱりしっかりとした話をして、指導をしていかな、これ委託業務でやってきて、直営ですから。ですから、指導力

が不足しているということ。

それへ合わせて、公募制をしいて、公募でやるに早い時期から次に、公募に手を挙げてやる人が、私がやるというようなことが漏れてきた、こういうことはこれは大変な問題ですよ。副町長が言いましたプロポーザルのテーブルに着くには真剣勝負のやり取りするんじゃない、ということを行いましたね。ですから、そういうことの真剣勝負の真剣さが、執行部の中にいささか緩みがあったというふうに私は解釈しますね。だから、忖度があったのでは、今も職員ですかね、〇〇〇という、そういったような形の人が忖度があって、そこへ今回指定をするのではないかというふうに第三者、つまりは町民の方から解釈をせられてもやむを得ないような状況をつくったということがやっぱり責任があるのではないかなというふうに私は思っています。

ですから、若い人が意欲に燃えてやっていこうと、しかし、認識としても古民家は古民家としての価値観を持ってやっていくということ、あると思いますよ。ですから、それが速やかな状況に行かない仕組みはやはり執行部の、私は、落ち度の中にあるのではないかなというふうに思って、今でもまだ若い人に是非やらせたらいいというふうな気持ちにまだなっていない。

ですから、そういうことを今後、気を付けてやるべきじゃないかなということと、今後、討論に入るとしますので、討論の内容を聞いて、私は一議員として責任ある自分の対応をしていきたいというふうに思っています。これについて、また意見があればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 暫時休憩します。

午後 2 時 29 分 休憩

午後 2 時 29 分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 私の自由討議の中で個人名が出たということで、議長に注意をいただきました。私は、資料の中にもその人の名が出ていますし、それから職員でもあるということもありますので、もうそれでいいのかなという判断をしましたが、疑問があるということであれば、個人名を削除していきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 16番西原真衣君。

ていくべき、とることが期待されておる事業と、今回の文化施設的な、そういった、町民の皆様、あるいはこの地域の宝物としてどういう形でやっても、公費を投じて管理していかないかというふうな部分とを同列の中に、今の指定管理制度がちょっと見えるようなところがあるのではないかなということを強く感じましたので、私の今回の意見とさせていただきます。

○議長（酒井祥成君） ほかにあれば、これが最後になります。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 自由討議です。

今、古谷議員からの話もありました。やっぱり指定管理制度という形で、先ほど来48という、広く公の施設もたくさんあるわけでありますので、指定管理料の構え方とかいったところの、やっぱり施設施設によっていろいろ今から変わってくるということも考慮に入れて、今後の課題であろうかと思うんです。

また、今回、こういった公募型のプロポーザル方式をとると、最終的には我々議員がいわゆる決断をするということで、大変重い責任が生じるわけですね。その裏腹というのは、やはり資料提示が、いい資料がなければやはり正確な判断ができないわけでありますので、今後の、こういう公募型のプロポーザルはまた生じてくるはずですので、そのときにはしっかり資料もいただきながら、我々議員ももっと深く、その資料に基づいて深読みをしながら判断をするということが肝要だと思うので、そういった、私の意見を述べさせていただきます。

○議長（酒井祥成君） これで自由討議を終わります。

これより議案第79号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の討論があれば、これを許可します。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは、私は反対の立場から反対討論をさせていただきます。

先ほどの質疑の中でも何点か執行部にお伺いをしましたけれども、次の三点において、私、納得ができない答弁がございました。

まず一点目としては、やはり私の考えている審査結果とその結果が、私の考えとは違っていると、そういったことと、先ほど、何度も出ております、いわゆる審査委員の構成上の問題。これがまず第一点で、私にとっては納得ができません。

そして、二点目といたしまして、プロポーザルの審査会における職員同士の審査があったと、それに対して審査結果もあったということに対して疑義が残っております。

三点目、これまでのこの半平という施設の保存、そしてまた活用の方向性との今回、LIFEとの提案内容の考えを違うということが私は感じられました。

以上、この三点に納得がいかない点、あるいは疑義が残ったということで、私の反対討論にさせていただきます。議員の皆様方、よくお考えいただきまして、ご賛同いただけますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 私は、この点を賛成の立場から発言いたします。

非常に皆さん熱心に議論してまいりました。私は、常々、この指定管理、そして補助金、いつも言っております。こういうのは、ある程度やれば新しい人に譲るべきだという考えでございます。

特に今回出ました観光協会、やはりほとんどが町の補助金でやっている、私は認識しております。そういう方は、このように若い方がよくよく意欲を持って手を挙げたときには、裏から支える。これが本来の仕事だと自分は思っております。ここで、この若い、やる気の芽を摘めば、次から若い方が手を挙げるのが少なくなると、そこを一番私は危惧しております。

観光協会の仕事、これが果たして指定管理を受けてやることか。これからのを考えたら、若さに期待をする。特に町長が言っている人材育成、そして企業育成、この面からおいても、どうしてもこの若い人たちの意欲の芽を摘まないということを皆にお願いしたい。やはり、これは、議員個々に本当に大きな宿題として突き付けられました。皆様の考え抜いた判断で、是非私のこの意見に賛同してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（酒井祥成君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第79号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 賛成多数です。反対者、2番林健三君、7番岩井優之介君、8番水間淳一君、9番吉村アツ子君、11番下元昇君、12番堀本伸一君、13番槇野章君、17番橋本保君、以上でございます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第10、議案第80号平成29年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 何点かありますので、急ぎ質問をさせていただきます。

予算書のページでいくと19ページ、款でいきますと2款の1項の3目というところがあります。内容は、工事請負費の旧吾川住宅の解体工事費というところを出していただいています。

これは、さきの一般質問なんかで、実はその周辺の町営住宅が老朽化したのがそのままに放置をされているというところの部分であります。解体そのものの内容とスケジュールと、こういった形の解体で進んでいくのかを伺いたいと思います。

それから、同じ予算書の25ページです。3款1項8目というところがあります。デイサービスセンター百年荘の改修工事80万円というところがありますので、この下の、合わせて十和の里の照明改修工事54万円というので、この改修内容、どんな感じで改修されていて、今回、いわゆる欠陥的な要素があつての改修なのか。長期的にこれを改修ができるものなのか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう一点だけ、伺いたいと思います。三点目の部分は、予算資料の部分を見ていただきます。2ページです。予算資料の2ページの上段です。道路維持費というところがあります。これは、事前に説明もあつたかも分かりませんが、現在の町道に対して、非常に危ない部分についてのガードレール等々やら防護柵やらの安全対策上今からやっていくということで、向こう平成31年までの予算化が予定ということで出されておりました。今回は1,450万円というところではありますが、一応、旧窪川、大正、十和の内訳は、大体の内訳を事前に伺ったような、そのあたりももう一度確認と、それから、いわゆるこの外側線設置とかいったところ、それから視線誘導標、これは分かりますが、あとはガー

ドレールあたりはどんな感じ、要するに、市販、今よく真っ白のガードレールがありますが、以前、私は、景観に絡めて、やはり四万十川の周辺のガードレールでしたら、やはり見通しのいいロープ線状のガードレールとかいったところも提案させてもらったこともありますし、それから真っ白じゃなくて、ちょっと色、ダークが入ったガードレールがありますが、景観的な要素を兼ねて、そういったところも考慮しての工事なのかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。

今回計上しましたのは、危険箇所の安全対策を年度計画を行い、窪川では500万円、大正では450万円、十和で500万円計上したもので、窪川では駅前から学園通りの外側線、区画線の設置と、今年台風18号により浸水した家屋付近の側溝の改修を行うものでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） お答えします。

旧吾川住宅の解体工事についてですが、今後のスケジュールですが、積算についてはもう既に終わっておりまして、今後入札にかけていき、3月中旬には工事を完了する予定であります。

道路についてですが、区画線の整備等4か所、そのほかにガードレールの設置工事等で、あと舗装工事が3か所を予定しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 十和地域の場合なのですが、一応村内を回りまして、相当数ありました。事業費に置き換えたら2,300万円程度になりやせんろうかというような事業費でした。そのうち、一応、危険箇所から常時直していくということで今回500万円提案させていただいております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 大正町民生活課長佐々木優子君。

○大正地域振興局町民生活課長（佐々木優子君） それでは、デイサービスセンター百年荘の改修工事費80万円についてお答えさせていただきます。

これは、大浴室と特浴室の浴槽が、クラックによってタイルを破損しまして漏水が起  
っておりますので、その修理費ということになります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 十和町民生活課長酒井弘恵君。

○十和地域振興局町民生活課長（酒井弘恵君） 十和の里照明改修工事費について、ご説  
明させていただきます。

54万4,000円でございます。こちらは、玄関のロビーが、照明はありますけれども、暗  
く、調査した結果、LEDの照明器具に取り替えましたら明るくなるということで、取り替  
えをしたく、計上させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） まず、吾川の解体工事からちょっと行きましょう。この2款1項3  
目の分についての工事のスケジュールは3月の中旬に工事完了というところでよろしいで  
すね。

それで、ちょっといいですか。あそこの箇所というのは、いわゆるちょっと高台になっ  
ていますね。隣に同じ旧住宅が同じ棟の住宅が今、民間の方が譲り受けたものは残るわけ  
ですが、そのいわゆる隣り合わせに持っている所有者の方との話、そのあたりの工事に絡  
めての、どういう形で、お宅は残るでしょうという話には多分なっている話かも分かりま  
せん。それから、そのあたりのことの話はついているのかどうか。

それから、もう一点は、あそこの場所について、もし町営住宅が撤去された後は、その  
隣側にコーポがありますので、コーポからの要望で、区長を通じて、避難広場も含めて子  
どもたちの遊び場ぐらいの広っぱにしてもらったらなという要望書が出ておるはずでし  
て、多分、局長の手元にはあると思いますが、このあたりの、今回の撤去作業とそれから  
要望書が出ている分についてのあたりの話がどういう形で進んでいくのか。全く今回は切  
り離れた工事なのか、もう一回だけお伺いをしておきたいと思います。

それから、あともう一点は、大正地域の関係で、今言ったガードレールうんぬんの話な  
んですが、窪川本町の絡みについては場所的なものとかいろいろ伺いました。それから、  
十和については、今回2,300万円の箇所があると、危険箇所があって、補填をせないかん  
分があるといったところの調査が終わっているということですが、大正について、区画と  
ガードレールうんぬんというところの話があったんですが、もうちょっと詳しい場所設定  
やら、今、こんなところまでやりますよといったところと、ガードレールの質、どうい

工程なのか、それも合わせて伺ったらと思います。

あとの部分については、百年荘の関係、承知しました。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） お答えします。

先ほど説明不足がありまして、すみませんでした。

吾川住宅の解体工事につきましてですが、隣の家屋についての取壊しですが、話はしておりますが、本人等も解体をしたいという意思はあるようですが、解体については、個人の住宅ですので、そこまでは一緒に解体しますよとか、そういった内容の話は行っておりません。

あと、住宅を撤去した後の広場ですが、撤去した後、そのまま子どもたちの遊び場として使うには、2 mぐらいの高台にある関係で、ちょっと危険があるということで、そのままではそういったことには使えない状況にあると思います。

それから、交通安全対策ですが、区画線整理につきましては、予定しております箇所については、北ノ川相去線、それと弘瀬家地川線、轟崎葛籠川線、田野々中央線の4路線の区画整理であります。

あと、ガードレールについては八足線の1件です。

それと、舗装工事ではありますが、北ノ川相去線の一部と八足線と西ノ川線を予定しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 箇所等について、対象地域も分かりましたということです。ガードレールのどういう形の形状なのかはお答えいただけなかったもので、まだ決まってないのかも分かりませんね。もし決まったらもう一回お願いしたい。例えばロープ状のものなのか、色は真っ白のものなのか、ダーク的な景観配慮をするのかといったところを聞きたいと思います。

それから、くどいようですが、吾川の住宅の解体工事についての話ですが、区长あたりからの今、要望書が出ているわけですので、いずれ回答をしていただくという話に、あの地域の皆さんもそういう、いつ、どういった形になるかなというのを心配事というか関心事がありますので、代表して聞くんですけれども。

要するに、その隣接する持ち主の方は解体を希望はあるけどもお金もかかるということ



あと、それと、次の緑林公園の遊具ですが、今回老朽化ということで解体をして、新年度に新たに整備するとなっておりますが、新年度、同じところに整備を、同じものをするのか。どこか別のところに設置するのか。その二点お伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 私のほうからは予算資料説明資料の3ページ上段の音声告知設備機能強化事業について、説明させていただきます。

屋外放送につきましては、現在もいろいろな防災とかいろんな告知等をしておりますが、やはり現在のスピーカーでは、近くはやかましくて、遠くへ行くと聞き取りにくいという状況がありまして、いろんな地域からも改善の要望が出てきているところでございます。

それを受けまして、特に街分につきましては、設置状況も調査したら、やはり家が密集しちゅう、昼間は交通量も激しいゆうところで、なかなか音声が届かないところがあるということで、昨年度、街分につきましては、音達調査を行いました。その結果を受けて、やはり聞こえない地区がかなり多いということで、今回、その検討したところでございます。

内容につきましては、大体、スピーカーを取り替えるという方向で行っております。スピーカーも現在のスピーカーにつきましては、ラップ式ということで、同じ出力でやっても丸く全体に広がっていくということで、さっきも言いましたが、近くはやかましく、遠くへは聞こえないということがありまして、最新のスピーカーを設置するというので、そのスピーカーにつきましては、ラップ式じゃなくて、丸く広がっていくんじゃなくて、縦状、横に音がつながっていくということで、近くはあまりやかましくなく、遠くへ行っても、その振動が伝わっていくというスピーカーを現在設置予定をしております。

設置につきましては、現在ある既設のスピーカー柱のほうへ新たにその高性能の、スリムスピーカーと言いますが、そちらのほうを設置して改善を図っていこうというところがございます。

場所につきましては、現在ある香月が丘団地、窪川高校のところ、それから、支援センター、窪川小学校、社会福祉協議会のところ、それから改善センターにもあります。それから消防署、そして金上野にもありますが、そちらのほうのスピーカーを換えて改善を図っていくという計画になっております。

これを実施しますと、大体今のところ、聞こえないところがほぼ解消できるという音達

調査の結果に基づいてやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 答弁ありませんか。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今、ローラースライダーの撤去に続いて、今後どうなるのかということでございますが、建設課長、なかなか答弁がしにくいようでございますので、私のほうから。

本当は就任以来、すぐにこの状況を聞いておって、早くから検討の指示もしておったんですが、なかなか設計者、いろいろ検討した中で設計者の、設計の意向を阻害するような工法的な提案もあったり、そういったところで慎重に検討してきました。

いずれにしても危険な状態になっております。この間のこどもの日のときに私もそこまで行って子どもたちが乗っておるのを見ましたけども、早急に対応せなきゃならんということで、まずは撤去して、なるだけ早く、できれば来年に設計、またはそういった工事に着工できればと思ひまして、今年予算の許す範囲内でまずは撤去しようということに至ったところです。早急に来年度には、そういった新たな施設の整備に向けて準備をしたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） その音声告知への説明ですが、よく分かりました。それで解消していただければそれにこしたことはないですが、多分、スピーカーの方向で、音が結構ぶつかり合うような感じも、今の現在のスピーカーですが、それで音が大きく割れてなかなか聞き取りにくいというような気もしますので、その辺も気を付けて設置についてはいろいろと、素人がやるわけじゃないんで、そこら辺も考えながら、テストもしながらやっていただけると思うんですが、その辺気を付けてやっていただきたいというふうに思います。

それと、二点目の緑林公園ですが、確かにあそこ老朽化しているというのも分かりますし、早く撤去するという、それでよろしいと思うんですが、あそこがなぜああいうふうに老朽化していったかということ、あそこの立地の条件、要は山側にくっついて、片方の山の木々が太ることによってあそこがすごく陰地になって、要は湿気の多い地域、場所になっておるんで、隣接する山の木々なんかのある一定整備をしてあげると、あそこはもう少し

日当たりもよく、設備に対してももう少し長もちするような条件が整うかなと思うので、その周りの立地、周りの環境のことなんかも合わせて検討していくべきじゃないかなというように思うので、ただ、あそこにもう一つ同じような遊具を作っても、多分湿度の関係とかそういった関係で多分すぐにだめになっていくような気がしますので、そういった総合的に、あそこの整備をするんでしたら考えていただいたらというふうに思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 二点あります。33ページ、一番下の林業振興費の中の備考欄、説明欄に木材加工流通施設整備事業補助金、これ町長の説明によりますと、事業計画の変更があったということで、事業計画の変更内容というのを具体的に聞きたいと思います。

それから、少し戻りまして、二点目、24ページ、配食サービス事業委託料なんです。これが何か、補正ごとに計上されて、この需要が増しているかなという感じがあります。

それで、この配食サービス事業なんですけど、今のところ自分が把握している範ちゅうでは、ふるさと支援基金を財源とするものと、それから介護予防総合支援事業、これを財源とするものがあると思います。今、これ需要が高まっている傾向にあると思います。というのも、このホームヘルパーの人手不足、もう一つは厚生労働省が介護のホームヘルプの生活介護の訪問回数の上限を設定しようとしている、社会保障の削減のために、目的があります、そうすると、どうしてもこの配食サービスの需要が高まっていくと思うので、これに充てる財源がどのぐらい余力があるかについて伺いたいと思います。二点。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、私のほうから、予算書33ページの木材加工流通施設整備事業補助金の減額、こちらについて説明をさせていただきたいと思います。

こちらは、町内の事業者が機械設備のほうを整備する、利用要望を出しておりましたが、実は県予算における事業費確保が比較的早い段階で困難というふうになってきました、他の国の補助事業を、県を中心にいろいろと導入についての検討をしておったわけなんですけど、こちら、10月に入りやはり予算の確保が困難ということになりまして、県とまた事業者と合わせて協議をいたしまして、今年度の整備のほうを断念したというものでございます。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

配食サービスについて需要が高まっていく中、財源に余力があるかというところでございますけれども、議員おっしゃられましたように、今、一般会計ではふるさと基金を入れております。それから、特別会計では、おっしゃったように、日常総合事業のほうの予算が当たっておりますけれども、特別会計で言いましたら、ルール分が入ってきておりますので、そちらのほうは余力と言いますか、財源の確保はできていくと思います。

一方、一般会計につきましては、今、ふるさと基金を充てておるということで、将来に向かってそのふるさと基金があるかどうかは、自分のほうからは答弁ができないところですけど、それを社会保障として守っていくという視点はずっと持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 二番目の質問です。その木材機械の、機械の導入の困難ですけど、困難の背景についてさらにちょっと聞きたいと思います。

それと、その配食サービスなんですけど、需要の高まりと共にサプライヤー、つまり供給側が絶対必要になってくるんです。これの見込みに関して、将来的に、これも確保できなければ需要があっても賄えないので、それを聞きたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいまの予算書33ページの件でございますが、事業費の確保が困難になったという点につきましては、こちら、当然県の予算でございますので、県のほうは各事業所から毎年事業要望をとっています、どうしてもその事業費が足らなくて後年度に落ちていく場合もございます。そういった中で、優先順位をつけた中でいくと、今回町内の事業者の機械設備のほうが優先的に後ろに下がってしまったということで、予算確保が困難になったということでございます。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

提供する側のことだと思います。実際のところ、今のところ、配食を提供していただいております社会福祉法人のキャパにつきましては、今の現状が限界値というところに近づいてきております。その中で、新規の開拓について、昨年10月に配食サービスの事業拡大を行いましたので、新規参入を促したところなんです、今のところ、B型の支援事業所1

か所が参入していただいております。やっぱりネックになっておるのは、配達の問題になろうかと思っておりますので、そこら辺、解決できれば新規参入のほうもおるのではないかと思いますけど、今のところはちょっと厳しい状況ではあります。

それと、社会福祉法人の配食が今、限界値に近づいておるといっておりますけれども、それは厨房の問題もありますので、そちらのほうで厨房、大分年数もたっております、将来的に改修も必要になってきているというふうに聞いておりますので、そのときに厨房のほうを広げるとか、そういうところで対応はしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 最後の質問をさせていただきます。

その困難、優先順位なんですけど、指定管理と同じですね。審査の優先順位の付け方の基準なるものがありましたら、教えていただきたい。優先順位の基準。

それと、配食サービスなんですけど、配達にネックがあるということですよ。それと、厨房施設ということですね。それで、一つお伺いします。厨房、子どもの数は減っております。給食センターが3か所あります。これを配食サービスに使うことはできないか。それに対して、できないか、その可能性について、いろんな規定があると思っておりますので、教えていただきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） こちら、県のほうが優先度のほうを決めておりますので、詳細、正確には私のほうも把握しておりませんが、やはり先ほど申し上げましたように、要求していたものが、予算枠が足りずに後年度に落ちたものでありますとか、どうしても、新たな更新ではなくて、今あるものが使えなくなったりして、もう早急な整備が必要という場合については、一定優先をしていただけるというふうには聞いております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 給食センターを使えるか、使う検討はできないかということなんですけど、使えるか使えないかはこれから検討させていただきたい。教育委員会の管轄下にありますので、そこは検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 一点だけです。この資料の3ページの下段です。小学校の空調設備の事業ですけれども、8校のうち、4校ずつ2回にわたってということですが、この順位はどのような基準で決められたのかをまず。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 補正予算説明資料の補正内容の概要等というところに記載しております。児童数、地域性を考慮して決定しております。

まず、児童数の多いところ、それから大正地域、十和地域、窪川地域、それぞれに分配、それぞれの地域の一つずつという形で今のところは考えております。

次の平成31年度からはまだちょっと考えておりません。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 自分のちょっと勉強不足やったようですけれども。ただ、1年待たないかんという、この課題に対しての対策というのは、どういう対策を考えておられるのかだけを確認したいと思います。

もう一つ加えますと、ちょっとやっぱり人数の少ないところはちょっと残っちゃうかな、地区割のところも理解できましたけれども、それがどうも順位の中で優先であるかなというようにお聞きしましたので、その1年待たないかん、6年生は卒業して、いかないけませんので、そこもあって、そうになりましたけど、その対策、それを聞かせてください。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 学校教育課といたしましては、詳しい対策というものを検討はしていません。先ほど議員おっしゃられましたように、当然、後に残る学校もございます。その点は、また学校教育課のほうで検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） これからということですが、答弁は要りませんが、少ない人数のところであれば、氷柱を立てるとか、扇風機をドッサリ構えるとか、その場しのぎかも分かりませんが、そういうことで公平な環境を、全く一緒にはならんかも分かりませんが、是非検討の中に入れてもらいたいと思います。答弁、要りません。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

2番林健三君。

○2番（林健三君） 二点ほどやらしていただきたいと思います。

まず、予算書のほうからやりたいと思います。

33ページの6款2項2目の8節にあります有害鳥獣の関係です。報償金ですが、有害鳥獣捕獲活動謝金というがで、減額になっております。619万5,000円と、それから有害鳥獣捕獲報償金80万円、これについての内容をといたら、どういう形でやっているか。それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算資料になりますが、先ほど武田議員からありましたが、音声告知の関係です。9款1項5目の1,436万4,000円の関係ですが、これ、先ほど野村課長のほうから答弁がありましたが、私たちも選挙では非常に小学校、学校施設とか、福祉の関係の施設では、音量が高くてやかましいとか言われる点がありますが、先ほど説明がありましたように、窪川小学校、それから窪川高校の近辺へ付けるような話もしておりました。旧の大正町時代ですけど、その音声告知の関係でやかましゅうて、もうとにかくのけてくれ、というような年寄り関係がおったわけですが、その辺の調査を、エリアの調査の結果と書いておりますが、その辺をちゃんと、課長、調査したがですか。それをもう一回お願いします。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 有害鳥獣の関係の説明をさせていただきたいと思いません。

まず、予算書のほうの有害鳥獣捕獲活動謝金の減額、こちらにつきましては、こちら、有害駆除期間、4月1日から10月31日の間、猟期外ですね。こちらで支払われます有害鳥獣駆除に対する捕獲の報償金でございます。上段が、一頭当たり捕獲したときに上乗せの補助金がございます。例えばイノシシを一頭捕獲した場合は、基本額として一頭6,000円の報償金があります。プラス、この4月1日から10月31日までの間は上乗せの報償金として、成獣であれば一頭当たり8,000円、いわゆる幼獣、ウリボウとかいうやつは一頭当たり1,000円の上乗せの補助金がございます。シカにつきましては一頭当たり1万円で、これ上乗せが8,000円というふうな形で上乗せの報償金がございます。

今回の補正につきましては、県の補助金の交付決定額の減額に伴う県費の減額補正ということになりますが、それによって不足する交付金を町費で補正予算計上をいたしております。県費の減額幅は、平成28年度の実績見合いで減額されてしまいまして、実は本年度は昨年と比較すると約400頭余りの捕獲実績増が見込まれております。そのため、上乗せの活動報償金が不足することになりました。それで、県費の実質の減額は924万1,000円で

ございますが、不足する交付金を町費で304万6,000円増額しておりますので、予算書上、差引額の619万5,000円が減額補正になっているということでございます。

下の有害鳥獣捕獲報償金の80万円のほうは、これは一頭当たりの基本額の、どうしても頭数の捕獲実績が上がりましたので、その分の不足額を計上しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 本格のスピーカーの調査をやったかというところでございますが、まず調査方法について簡単に説明させていただきますが、現在付けているスピーカーを鳴らして、一度デシベル、音量を調べております。その後に、今後新しく付ける音、予定しているスピーカーを高所作業車で持っていき放送をしたということで、100メートル、200メートル、300メートルの地点で何か所か調査しているところでございます。

窪川小学校につきましては、現在、校舎のところに3個付けております。それから窪川高校につきましては、高校と言いましたが、敷地からかなり離れた、どちらかというところ北琴平町と香月が丘の境目のあたりの高校の敷地へ付けているということで、高校側に付けている分は木建住宅、分かりますでしょうか、香月が丘のほうへ2本スピーカーが現在伸びているところでございます。

ということで、窪川小学校については、現在かなりやかましいかと、よく聞こえる、真下にありますのでよく聞こえます。学校のほうからは、今のところ、やかましいき何とかしてくれとかいう話は来ておりません。

窪川高校につきましては、現在の調査では、あまり聞こえない範囲ということになっておりますので、ここへ新しくスピーカーを付ければ、数値でいくと70デシベルぐらいということで、聞き取りやすい音になるんじゃないのかなというところでございます。

書いてある窪川小学校につきましては、先ほども言いましたが、真下には広がっていきませんので、若干今よりは静かな音になるんじゃないのかなというところになっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 今、野村課長の答弁がありました。この苦情はないと今、課長のほうからありましたが、極力、学校施設いうのはやっぱり子どもたちも勉強しゅうところですので、その辺は十分注意して、この音声のあれを付けていただきたいと思います。

それから、33ページの有害鳥獣の件ですが、これについて、今、課長も御存じのとおり、全国的にも、九州じゃったと思いますが、訴訟が起きていますよ。判定の仕方、うちはどんな判定しゅうか、私も知りません。それが分かっていたら、こういう形を、四万十町はとっているという判定の仕方を教えてください。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 判定の仕方は、まず捕獲個体全体と、捕獲者、こちらが写真を撮って、写っており、捕獲場所が特定できる日付入りの写真、こちらのほうを提出していただくようになります。

また、捕獲日については、捕獲個体、いわゆるシカなりイノシシの個体、体のほうに右側面に捕獲日をスプレーとかペンキで記入して、またはホワイトボード、黒板等の記入でも構いませんが、それを捕獲個体と一緒に撮影するというふうにしております。

そしてまた、両耳、しっぽ等の提出があることを確認すれば、報償金を支払うようにしておるところです。

○議長（酒井祥成君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 課長、その辺はしっかりと判定で、今の訴訟の、九州で全国的に初めて訴訟が、10万円ぐらいのお金じゃったと思います、報償金の換金額が。その判定の仕方が、今、課長が言うように、写真判定とかいうのをちょっと何か日にちごまかしちよったか何かわからないけど、ぼやけさして写しちよったような、NHKでニュースでやりましたけん、その辺の判断を、非常に難しいと思いますがよろしゅうに頼みたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第80号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号平成29年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第80号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。3時40分まで休憩したいと思います。

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第11、議案第81号平成29年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第82号平成29年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第83号平成29年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第84号平成29年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第85号平成29年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第86号平成29年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第81号から議案第86号までの6議案を一括議題とします。

この6議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第81号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号平成29年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号平成29年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号平成29年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号平成29年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

これより議案第85号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号平成29年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号平成29年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第17、議案第87号平成29年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第88号平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第89号平成29年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第90号平成29年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第87号から議案第90号までの4議案を一括議題とします。

この4議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第87号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号平成29年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号平成29年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号平成29年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

これより議案第90号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号平成29年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第21、議案第91号四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第91号四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、今議会初日に報告いたしました報告第9号、住宅新築資金等貸付金の債権保全に関する損害賠償の額を定める専決処分に係る町長及び副町長の処分を行おうとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、先日もご説明いたしましたが、住宅新築資金等貸付金に係る債務保全業務におきまして、時効期間を経過した債権について高知地方裁判所に担保不動産競売の申立てを行ったところ、当該競売事件の最高額買受人の決定後、債務者からの時効の援用が行われたため、担保不動産競売申立を取り下げることになり、入札手続費用を損害賠償金として支出せざるを得ない状況となったものでございます。

住宅新築資金等貸付金の債権回収業務につきましては、全額を回収するため、日々業務に当たっているところでございますが、今回につきましては、町として想定していた状況とは異なる対応が必要となったこと、また、そのことにより損害賠償額48万1,488円が発生したことは、執行部として事務事業遂行上における管理監督が不十分であったと判断をいたしましたので、町長については給与の10%の減額を1か月、副町長については7%の減額を1か月とする処分を行うこととして、関係例規を整備するものでございます。

今後は、より一層慎重な対応を心がけながら、適正な事務執行による債権回収に努めてまいりたいと考えておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） これが追加議案となった理由なんですけど、第1号議案、報告第9号です。取り下げる理由、必要が生じたため、理由は提示されておりました。質疑の中で理由が判明し、やはりその業者への対応の不備を自認された結果との追加議案ということは何でしょうか。これが一点。

それと、町長の月額給与を10%、副町長の給与を7%減額、一月ですよね、両方とも。これの総額がこの48万1,488円、ちょっと比較したいので、この総額の金額を提示していただきたいと思います。減額分の合計額です。これに該当する金額というふうにして積算

されたのかなということです。この二点をお伺いします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

初日にご報告いたしました、この住宅資金等の案件でございますが、私としたり、今申し上げましたように、行政の長として、今回、結果的にこういった状況に至ったということで管理監督責任があるというふうに判断をして、今回上程させていただいたところです。

ただ、私自身は、現場の対応、税務課のこれまでのずっとの対応、そして精いっぱい債務者との交渉、そしてそこで書類がもらえなくても口頭で返答いただいて執行した状況、これを全く否定するつもりはありません。やはり精いっぱい現場職員としては対応させていただいたというふうに私自身は思っております。

ただ、結果としてそういった状況を私のほうが十分に把握をしていなくて、結果こうした事案が発生した後に、こういった報告があって、先ほど想定していなかった状況ということをお伝えしましたが、そういった責任をとって今回この条例改正に至ったということです。

ですから、本当に厳しいそういった状況の中で、今後こういった状況を打開するにはなかなか精いっぱいまた現場とも詰めながら、行政のやるべきことをしっかりやっつけていかなきゃならないかなというふうに思っておりますので、その辺を含めて全体の管理監督責任を認識したということで追加提案をさせていただいたところです。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 担当職員は精いっぱい落ち度なくやったけれども、監督責任としての自分の責任を問うというふうに非常にきれいな答弁をなさいました。

けど、私、記憶しておりますのは、税務課長が、対応の不備は課長自身が認めた。認めたにもかかわらず、町長はそのようにはおっしゃらなかった。そこに私は不誠実さを感じます。もし本当にそうであれば、監督責任を自覚しているのであれば、追加議案にする必要はなかったです。初めから、こういうことがあったので、この理由に基づいて、町長、副町長の給与の減額という報告議案を出してくればよろしかったのではないですか。いや、つじつまが合っていないと思います。再答弁を。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） この間もご説明をさせていただきましたが、適当な判断で、時

期、例えば次の首長に影響があるようなことになってはならんということで、慎重に審議をした結果、確か議会の議員の皆さん方には、次の議会までにいろいろ検討させていただいた上でということやっておりましたが、早急にその翌日の朝からちょっと検討させていただいて、こういう状況になったということはご理解いただきたいと思ひます。

それで、加えまして申し上げますけども、今までの事務事業を認めておった私の責任というのがあります。税務課の職員に対しての、私は瑕疵はないというように考えておりますので、加えて申し上げたいと思ひます。

○議長（酒井祥成君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 最後の質問です。相変わらず、職員には瑕疵がない、けれども、私には監督責任がある。そして、早急に必要が生じた。これがおかしいんですよ。その早急要因が分からない。早急の理由を明示されないことと、この報告議案のこの部分です。取り下げる必要が生じたため、ここです。この理由によって取り下げる必要が生じたと書いていない。実に誠意のない説明の仕方であります。このところが問われています、今回指定管理におきましても、町長がまだそれを自覚なさっていない姿が見受けられます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例についてを採決します。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第22、発委第5号子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

14番教育民生委員長武田秀義君。

○教育民生常任委員長（武田秀義君） 発委第5号。平成29年12月15日。

四万十町議会議長酒井祥成様。提出者、教育民生常任委員長武田秀義。

子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書。

平成27年の子ども・子育て支援新制度実施以後も待機児童は増加している。国はこの解消を3年先送りにしたが、待機児童の解消を始めとした保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題である。一方、過疎化が進む地域においては、少子化問題は、地域の存続にかかわる重大な課題になっている。

今大切なことは、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、給与水準の低さから不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による保育の質の確保など、総合的な対策を進めることである。

よって、国におかれては、予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、以下について要望する。

1、待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために国として認可保育所の整備計画を立て、必要な財源を確保すること。

2、保育士等職員の配置基準の改善、そのための必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日。高知県高岡郡四万十町議会。

内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、厚生労働大臣加藤勝信様、文部科学大臣林芳正様、内閣府特命担当（少子化対策）大臣松山政司様、衆議院議長大島理森様、参議院議長伊達忠一様。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第5号子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第5号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第23、発委第6号道路の整備及び維持のための財源確保に関する意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

11番産業建設常任委員長下元昇君。

○産業建設常任委員長（下元昇君） 発委第6号。平成29年12月15日。

四万十町議会議長酒井祥成様。提出者、産業建設常任委員長下元昇。

道路の整備及び維持のための財源確保に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

これから、意見書の内容、少し長いんですけども、詳しく記載しておりますので、私のほうで朗読をさせていただきます。目を通しながらご理解賜りますようによろしく願いを申し上げます。

道路の整備及び維持のための財源確保に関する意見書。

平成18年3月に高岡郡窪川町と幡多郡大正町・十和村の3町村が合併し、県下最大となる642km²の町域面積を有する四万十町が誕生した。

本町は、日本最後の清流といわれる四万十川の中流域に位置し、大正・十和地域は河川沿いに主な集落が形成されている。町域の多くは森林で占められているが、高南台地には2,000haの農地が広がり、また一方で土佐湾に面する興津・志和地区にも漁村集落が形成されているなど、広大な町域にふさわしい山・川・海と多彩な表情を持っている。

町内には11か所の鉄道駅があり、中でも窪川駅はJR土讃線と予土線の乗換駅であると共に土佐くろしお鉄道中村線の起点駅にもなっており、中村・宿毛方面への交通の拠点である。なお、広域的な道路交通網としては、国道56号、国道381号、国道439号があり、平成24年には高知自動車道の四万十町東・四万十町中央ICが共用開始をしたところである。

こうした中、本町では観光地域ブランドによる全国的な注目度・発信力を高め、四万十町を丸ごと売り出す地産外商事業を強化していくことで、四万十町全体の発展を目指しており、平時には農林水産物等の輸送や通勤などといった経済活動及び日常生活はもとより、大規模自然災害時には町内各拠点で相互連絡・救援活動が行われるためにも、交通網の整備・維持は今後ますます重要となってくる。

そのため、町内の地域間を連結する主要地方道では、県道興津窪川線及び県道志和仁井田線等の道路改良など一定の整備事業が進められてきたが、町道も含めいまだ各集落間の生活道路には数多くの幅員狭小区間があり、車両通行の支障や交通安全上の危険が伴い、依然として道路整備の状況は不十分である。また、中心街では道路諸施設の老朽化と経年変化による舗装面の劣化が目立ち、高齢者による交通事故リスクも高まっていることから、道路維持補修費等の経費がますます増加をしていくことが見込まれている。

全国的に景気の回復傾向が示されているが、四万十町は地域経済浮揚の具体的な施策が始まったばかりであり、また大規模な自然災害から町民の生命・財産を守るため、引き続き生活道路の整備を着実に進め、計画的に維持管理することで、幅広い世代にとっての安全で安心な住みやすさにつながり、人口減少抑止に大きな効果が期待できる。

よって、次の事項について強く要望する。

一、地域経済を活性化させ防災力を向上させるためには、道路を計画的に整備し、適切に維持管理していくことが必要不可欠であることから、道路関係予算を拡大した上で、必要な額を確保すること。

一、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する国の負担割合又は補助の割合の特例を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日。高知県高岡郡四万十町議会。

内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣野田聖子様、財務大臣麻生太郎様、国土交通大臣石井啓一様、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）まち・ひと・しごと創生担当梶山弘志様、衆議院議長大島理森様、参議院議長伊達忠一様。

以上であります。

○議長（酒井祥成君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発委第6号道路の整備及び維持のための財源確保に関する意見書を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第6号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第25、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題とします。

産業建設常任委員長から常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があっております。

お諮りします。

産業建設常任委員長から閉会中の継続審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ご異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 4 時13分 休憩

午後 4 時22分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

平成29年第 4 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 4 時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員